0051258000

0051258-000

特２１０－９４２

第八高等学校一覧

第八高等学校

第３３年度（自昭和１５年至昭和１６年）

昭和１５

AHM

第八高等學校一覽

第三十三年度

自昭和十五年
至昭和十六年

第八高等學校一覽

第三十三年度　自昭和十五年至同十六年

目次

第一　學年暦　一頁
第二　沿革略　四
第三　關係法令
一　學校及圖書館特別會計法（抄）　一一
二　高等學校令　一一
三　文部省直轄諸學校官制（抄）　一四
四　文部省直轄諸學校職員定員令（抄）　一六
五　帝國大學官立大學及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル規程　一七
六　直轄諸學校長職務規程　一七

昭和十五年
帝國大學圖書館

特210
942

七　高等學校規程　一八
八　高等學校高等科入學資格試驗規程　三七
九　文部省直轄學校外國人特別入學規程　三八
十　學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ高等師範學校及直轄諸學校試驗無効ニ關スル規程　三九
十一　文部省直轄諸學校ヲ二學校以上入學出願者ノ入學スヘキ學校　三九
十二　高等學校高等科學力檢定規程　四〇
第四　學則
第一章　學科　四一
第二章　學年學期及休業　四一
第三章　入學及在學　四一
第四章　成績考査　四二
第五章　特待生　四四
第六章　授業料　四六
第七章　休學及退學　四七
第八章　懲戒　四九
第九章　校章及服制　四九
第十章　學寮　五二
第十一章　圖書及器具機械　五三
第五　評議員會規則　五五
第六　生徒心得　五五
第七　第八高等學校講演會　五六
第八　運動奬勵ニ關スル方針　五六
第九　細則　五八
一　學則施行細則　五八
第一章　學科及學業　五八
第二章　編制　五九

第三章　成績考査試驗檢閲　六〇
第四章　授業料學寮費　六三
第五章　在學及休學　六四
第六章　校章及服裝　六六
第七章　野外演習及射擊演習　六七
第八章　學寮　六七
第九章　圖書　六九
二　生徒心得細則　七三
三　服務及處務細則　七四
第一章　教官ノ服務　七四
第二章　事務員ノ服務　七五
第三章　學校醫ノ服務　七六
第四章　教育事務　七八
第五章　分課事務　八一

第六章　文書處理　八六
第七章　報告　八九
第八章　表簿　九一
第九章　官印　九四
四　物品會計規程細則　九五
五　非常手配規程　一〇五
六　防疫規程　一一二
七　校旗取扱方　一二〇
八　卒業證書書式　一二一
九　直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシムモノニ付與スル證明書式　一二一
一〇　禮法及儀式ニ關スル內規　一二二
一一　勳章授與式例　一二五

一二 在學中皆勤者精勤者表彰內規 一二五
第十 職員 一二六
第十一 生徒 一三六
一 生徒氏名 一三六
二 生徒學年別 一五二
三 生徒出身地方別 一五三
四 生徒年齡表 一五四
五 昭和十四年度在學中死亡生徒氏名 一五五
第十二 卒業者 一五五
一 卒業者氏名 一五五
二 卒業者進入大學別人員 二一〇
三 創立以來卒業者出身地方別 二一三
第十三 土地建物 二一四

第十四 教科書目 二一七
附錄 二一八
一 第三十二年度概況 二一八
入學志願者入學者 二一八
昭和十四年度學年成績概況 二一九
昭和十四年度生徒出席狀況 二二〇
昭和十四年授業時數 二二一
學寮出入ノ狀況 二二三
公認下宿 二二三
圖書增減閱覽狀況 二二三
概要記事 二二七
二 第八高等學校校友會 二二三
三 寮紀及學寮規約 二二三

四　第八高等學校同窓會　二四七
五　第八高等學校奬勵會規定　二四九

第一學年暦

昭和十五年

四月八日（月）　入學者宣誓式
同九日（火）　入學式
同十日（水）　第一學期授業始
同二十九日（月）　天長節拜賀式
五月三十日（木）　創立記念祝日
七月十一日（木）　夏季休業始
八月三十一日（土）　夏季休業終
九月二十三日（月）　秋季皇靈祭
十月二日（水）　第一學期授業終
同三日（木）　自習
同四日（金）　第一次定期試驗始
同十日（木）　第一次定期試驗終
同十一日（金）　秋季休業始
同十六日（水）　秋季休業終
同十七日（木）　神嘗祭

十月十八日（金）　第二學期授業始
十一月三日（日）　明治節拜賀式
同　二十三日（土）　新嘗祭
十二月二十五日（水）　大正天皇祭、冬期休業始

昭和十六年

一月一日（水）　新年拜賀式
同　七日（火）　冬期休業終
二月十一日（火）　紀元節拜賀式
同　二十二日（土）　第三學年第二學期授業終
同　二十四日（月）　第三學年自習
同　二十五日（火）　第三學年第二次定期試驗始
同　二十八日（金）　第一、二學年第二學期授業終
三月一日（土）　第一、二學年自習
同　三日（月）　第三學年第二次定期試驗終
同　八日（土）　第一、二學年第二次定期試驗始
同　十日（月）　第一、二學年第二次定期試驗終
卒業者氏名發表
卒業式

同　十一日（火）　春季休業始
同　十四日（金）　第一、二學年進級者氏名發表
同　十五日（土）　卒業成績發表
同　二十一日（金）　春季皇靈祭
同　二十二日（土）　第一、二學年成績發表

本學年授業豫定日數（試驗日數ヲ除ク）

	第一學期 各學年	第一學期 三學年	第一學期 一、二學年	第二學期 三學年	第二學期 一、二學年	合計 三學年	合計 一、二學年
月曜	一六	一六	一七	三二	三三		
火曜	一八	一五	一六	三三	三四		
水曜	一九	一六	一七	三五	三六		
木曜	一六	一六	一七	三二	三三		
金曜	一七	一七	一八	三四	三五		
土曜	一七	一六	一六	三三	三三		
計	一〇三	九六	一〇一	一九九	二〇四		

第二　沿革略

明治四十年　政府ニ於テ高等學校增設ノ計畫アルヤ愛知縣ハ校地及校舍ノ寄附ヲ願ヒ出テ政府之ヲ納レ本校ヲ設置セリ其ノ沿革事項ノ大略左ノ如シ

明治四十一年　三月勅令第六十八號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正シ本校ヲ設置セラレ勅令第六十九號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ定メラル、四月文部省令第十四號ヲ以テ本校大學豫科ヲ設置シ九月十一日ヨリ授業開始ノ件ヲ定メラレ同時ニ本校ノ位置ヲ愛知縣名古屋市ニ定メラル、同月文部省內ニ於テ事務ヲ開始シ文部省視學官大島義脩校長事務取扱ヲ命セラル、同月學則ヲ定メ大學豫科第一部及第二部ヲ設ク、六月文部省視學官大島義脩第八高等學校長兼文部省視學官ニ任セラル、同月生徒二百五十一人ノ入學ヲ許可ス、七月校長大島義脩兼官ヲ免セラル、同月事務所ヲ愛知縣會議事堂內ニ移ス、九月元愛知縣立第一中學校校地校舍ヲ使用シテ開校ス、同月學則中ニ服制ノ件ヲ追加ス、十月生徒心得及諸細則ヲ定ム、同月名古屋市東區小川町妙本寺外六ケ寺ニ於テ本校代用學寮ヲ開始ス。十一月成績考査及試驗假規程施行許可、同月小松原文部大臣本校ヲ巡視セラル

明治四十二年　四月勅令第八十號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、五月學則全部ヲ改正シ大學豫科第三部ヲ增設ス、七月學則中志望部類變更ノ件ヲ改正ス、同月生徒二百三十五人ノ入學ヲ許可ス、九月學寮細則ヲ制定ス、同月生徒八十三人ヲ學寮ニ收容ス、同月授業ノ一部ヲ新築校舍ニ移ス、十二月愛知縣愛知郡呼續町新築校舍ニ移轉ス、同月御眞影並ニ勅語拜戴式ヲ擧行ス、同月代用學寮ヲ引拂ヒ新築學寮ニ移轉ス

明治四十三年　三月勅令第五十七號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、七月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス、十一月十八日　皇太子殿下本校ヘ行啓アラセラレ御影ヲ下附セラル

明治四十四年　五月學則中授業料ノ件ヲ改正シ並卒業證書書式ヲ制定ス、七月開校式並第一回卒業式ヲ擧行シ生徒百五十九人ヲ卒業セシム、同月生徒二百四十四人ノ入學ヲ許可ス

明治四十五年　二月學則中授業料ニ關スル件ヲ改正ス、五月長谷場文部大臣本校ヲ巡視セラル、六月文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ又ハ之ニ準據シテ入學セシモノニ付與スル修了證明書書式ヲ制定ス、七月生徒百六十五人ヲ卒業セシム、同月生徒二百九人ノ入學ヲ許可ス

大正二年　三月講演會開設要項ヲ定ム、五月學則中入學料ニ關スル件ヲ改正ス、六月奉送迎ニ關スル內規ヲ定ム、七月學則中學寮開始ニ關スル件ヲ改正ス、同月生徒百七十三人ヲ卒業セシム、同月生徒二百十四人ノ入學ヲ許可ス、八月學則中天長節ニ關スル件ヲ改正ス、同月夏期講演會ヲ開設ス

大正三年　六月學則中類別及學科ニ關スル件ヲ改正ス、七月生徒二百十五人ヲ卒業セシム、

同月生徒二百八人ノ入學ヲ許可ス、八月夏期講演會ヲ開設ス、十月禮法及儀式ニ關スル內規ヲ定ム、同月學則中服裝ニ關スル件ヲ改正ス

大正四年　三月一木文部大臣本校ヲ巡視セラル、六月勳章授與式例ヲ定ム、七月生徒百八十一人ヲ卒業セシム、同月生徒二百二十三人ノ入學ヲ許可ス、十月　天皇陛下御眞影拜戴式ヲ擧行ス、同月學則中科目評點、特待生及缺席者ニ關スル件ヲ改正ス、同月防疫規定ヲ制定ス

大正五年　四月　明治天皇御眞影　昭憲皇太后御眞影　天皇陛下御眞影　皇太子殿下御眞影（明治四十三年十一月十八日拜戴）　明治天皇御親署勅語ヲ新設ノ奉安處ニ奉遷ス、七月生徒百七十三人ヲ卒業セシム、同月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス、八月夏季講演會ヲ開設ス、十月　皇后陛下御眞影　皇太子殿下御影拜戴式ヲ擧行ス

大正六年　四月岡田文部大臣本校ヲ巡視セラル、五月第一部定員ヲ增加ス、七月生徒百六十一人ヲ卒業セシム、八月生徒二百六十四人ノ入學ヲ許可ス

大正七年　五月創立十週年記念式ヲ擧行ス、七月生徒二百五人ヲ卒業セシム、同月勅令第二百八十六號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、八月生徒二百六十八人ノ入學ヲ許可ス、九月校長大島義脩女子學習院長ニ任セラレ、第六高等學校教授岡野義三郎第八高等學校長ニ任セラル

大正八年　二月學則中創立記念日ヲ追加ス、七月評議員會規則ヲ制定ス、同月生徒二百十四人ヲ卒業セシム、同月生徒二百五十七人ノ入學ヲ許可ス、同月學則ヲ改正ス、八月卒業證書並ニ證明書書式ヲ改正ス

大正九年　七月生徒二百十六人ヲ卒業セシム、同月生徒二百五十八人ノ入學ヲ許可ス、八月勅令第三百三十九號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、同月學則中授業料ニ關スル件等ヲ改正ス

大正十年　一月學則中學年ニ關スル件等ヲ改正ス、三月勅令第二百三十三號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、同月學則中休業日ニ關スル件ヲ改正ス、同月生徒二百三十一人ヲ卒業セシム、四月生徒二百五十七人ノ入學ヲ許可ス、同月學則中休業日ニ關スル件ヲ改正ス、十一月校長岡野義三郎第二高等學校長ニ任セラレ、文部省督學官芝田徹心第八高等學校長ニ任セラル

大正十一年　二月學則中學期ニ關スル件等ヲ改正ス、三月學則中學寮費ニ關スル件等ヲ改正ス、同月生徒二百二十六人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十八人ノ入學ヲ許可ス

大正十二年　二月學則中創立記念日、生徒服制、學寮費ニ關スル件等ヲ改正ス、同月生徒二百三十七人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十四人ノ入學ヲ許可ス、五月創立十五週年記念式ヲ擧行ス

大正十三年　一月第八高等學校震災記念奬學會規定ヲ定ム、三月生徒二百五十九人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十三人ノ入學ヲ許可ス

大正十四年　三月生徒二百三十六人ヲ卒業セシム、同月學則中授業料ニ關スル件、春季休業、

轉科轉類ニ關スル件ヲ改正ス、四月生徒二百六十六人ノ入學ヲ許可ス、五月勅令第三百十六號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル

大正十五年 三月生徒二百七十六人ヲ卒業セシム、同月學則中學寮費ニ關スル件ヲ改正シ四月ヨリ施行ス、四月生徒二百六十人ノ入學ヲ許可ス

昭和二年 三月生徒二百三十二人ヲ卒業セシム、同月學則中休業日ニ關スル件ヲ改正ス、四月生徒二百六十七人ノ入學ヲ許可ス、八月校長芝田徹心文部省圖書局長ニ任セラレ、姫路高等學校長小松原隆二第八高等學校長ニ任セラル、十一月水野文部大臣本校ヲ巡視セラル

十一月十四日 天皇陛下本校ヘ行幸アラセラル、同月二十一日小松原校長名古屋離宮御招宴ニ參上ス、十二月勅令第三百六十六號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル

昭和三年 一月學則中學寮費ニ關スル件ヲ改正ス、三月生徒二百四十九人ヲ卒業セシム、四月生徒二百七十四人ノ入學ヲ許可ス、五月創立第二十週年記念式ヲ行フ、六月勝田文部大臣本校ヲ巡視セラル、七月學則中檢定料ヲ入學考査料ニ改メ選拔試驗ニ關スル件ヲ改正ス、十月 天皇陛下皇后陛下御眞影拜戴式ヲ擧行ス、同月勅令第二百五十七號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、十一月十日御大禮拜賀式ヲ擧行ス、十二月御大禮記念奬學會ヲ設立ス

昭和四年 三月生徒二百四十人ヲ卒業セシム、同月學則中授業料ニ關スル件ヲ改正ス、四月

生徒二百七十三人ノ入學ヲ許可ス、同月學則中學期ニ關スル件ヲ改正ス、同月生徒在學中皆勤者並ニ精勤者表彰ニ關スル內規ヲ定ム、十月小橋文部大臣本校ヲ巡視セラル

昭和五年 二月學則中除名ニ關スル件ヲ改正ス、三月生徒二百四十九人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十八人ノ入學ヲ許可ス、十月元教授柏木好三郎ニ第八高等學校名譽教授ノ稱號ヲ授ケラル、十月田中文部大臣本校ヲ巡視セラル

昭和六年 二月 天皇陛下 皇后陛下御眞影拜戴式ヲ擧行ス、三月學則中入學志願者ノ入學後修學科類及選擇科目ニ關スル件及入學後轉科轉類ニ關スル件ヲ改正ス、同月生徒二百四十八人ヲ卒業セシム、四月生徒二百七十七人ノ入學ヲ許可ス

昭和七年 一月學則中學期及休業ニ關スル件、成績考査ニ關スル件ヲ改正ス、三月生徒二百五十三人ヲ卒業セシム、四月生徒二百四十九人ノ入學ヲ許可ス、十二月勅令第三百九十五號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル

昭和八年 一月學則中制服襟章ニ關スル件ヲ改正ス、三月生徒二百四十二人ヲ卒業セシム、四月生徒二百五十三人ノ入學ヲ許可ス、五月三十日創立第二十五週年記念式ヲ行ヒ鳩山文部大臣臨席セラル

昭和九年 三月生徒二百六十三人ヲ卒業セシム、同月學則中授業料ニ關スル經過規程ヲ削除

ス、四月生徒百九十七人ノ入學ヲ許可ス、同月震災記念奬學會及御大禮記念奬學會ヲ合併シ第八高等學校奬學會ヲ設立ス、七月松田文部大臣本校ヲ巡視セラル、十二月學則中第三學年ニ於テ履修スヘキ選擇科目ニ關スル事項ヲ改正ス

昭和十年　三月生徒二百五十五人ヲ卒業セシム、四月生徒二百人ノ入學ヲ許可ス、九月學則中再入學ニ關スル件ヲ改正ス

昭和十一年　三月生徒二百二十八人ヲ卒業セシム、四月生徒百八十六人ノ入學ヲ許可ス、十二月「戰時事變ノ際ノ空襲防護實施並ニ其ノ準備ニ關スル規程」ヲ設ク

昭和十二年　三月生徒百九十四人ヲ卒業セシム、四月生徒二百人ノ入學ヲ許可ス

昭和十三年　三月生徒百八十人ヲ卒業セシム、同月學則中理科志願者ノ入學後指定スヘキ選擇學科目ニ關スル件ヲ改正ス、四月生徒百六十六人ノ入學ヲ許可ス、五月創立第三十周年記念式ヲ擧行ス

昭和十四年　三月生徒百七十五人ヲ卒業セシム、同月學則中生徒宿所ニ關スル件ヲ改正ス、四月生徒二百六十三人ノ入學ヲ許可ス、同月非常手配規程ヲ同第一章「火災」トシ第二章「防空」ヲ加ヘ「戰時事變ノ際ノ空襲防護實施並ニ其ノ準備ニ關スル規程」ヲ廢止ス

昭和十五年　一月校長小松原隆二依願免本官、福島高等商業學校長伊藤仁吉第八高等學校長ニ任セラル、二月前校長小松原隆二第八高等學校名譽教授ノ稱號ヲ授ケラル、三月生徒百九十八人ヲ卒業セシム

第三　關係法令

一　學校及圖書館特別會計法（抄）（明治四十年法律第二十三號）

第一條　文部省直轄諸學校及帝國圖書館ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テシメ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金、其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歲出ニ充テシム

※　※　※　※

二　高等學校令（大正七年勅令第三百八十九號）

第一條　高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス

第二條　高等學校ハ官立、公立又ハ私立トス

第三條　高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス

第四條　私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニアラス

第五條　前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少

クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財產ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財產ノ額ハ五十萬圓ヲ下ルコトヲ得ス基本財產中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第六條　公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第七條　高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條　高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九條　高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條　高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條　高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シ

タル者尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十二條　高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條　高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以內尋常科三百二十人以內トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以內トス

第十四條　高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ

一學級ノ生徒定數ハ四十人以內トス

第十五條　高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條　高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條　高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書竝生徒ノ入學退學及

懲戒、授業料、入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條　公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條　文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條　本令ニ依ラサル學校ハ勅定規定ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規程ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存續ス

三　文部省直轄諸學校官制（抄）

（明治二十六年勅令第八十六號）

（明治三十二年勅令第一一七號改正）
（明治三十六年勅令第二三〇號改正）
（明治四十年勅令第二四六號改正）
（明治四十一年勅令第六八號改正）
（昭和二年勅令第三六五號改正）
（昭和三年勅令第二五六號改正）

第一條　文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

※　※　※　※　※

第八高等學校

※　※　※　※　※

第六條　文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長
教授
生徒主事
助教授
書記
生徒主事補

前項職員ノ外文部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニ依リ助手ヲ置クコトヲ得

第七條　校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條　教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條　文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任敎官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス生徒主事ハ校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條　書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條ノ二　文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事補ハ判任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ判任敎官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス生徒主事補ハ上官ノ命ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第十條ノ三　助手ハ判任トス敎授又ハ助敎授ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ從事ス

※　※　※　※　※

第十七條　專任敎官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テ奏任敎官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

※　※　※　※　※

四　文部省直轄諸學校職員定員令（抄）（明治三十五年勅令第九十九號）

文部省直轄諸學校專任職員ノ定員左ノ如シ

※　※　※　※　※

	校長	敎授	敎諭	生徒主事	助敎授	助敎諭	訓導	保姆	助手	書記	生徒主事補
第八高等學校	一人	三十六人		一人	二人					七人	一人

（大正二年勅令第二百八十三號）（大正七年勅令第二百八十六號）（大正九年勅令第三百九號）（大正十三年勅令第二百三十三號）（大正十四年勅令第二百一十一號）（昭和二年勅令第二百一十六號）（昭和三年勅令第三百六號）（昭和七年勅令第三百九十五號）

※　※　※　※　※

五　帝國大學官立大學及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル規定（明治二十六年勅令第九十六號）

帝國大學官立大學高等師範學校及文部省直轄諸學校ニ於テ學科敎授ノ必要アルトキハ帝國大學總長官立大學長高等師範學校長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ敎官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

六　直轄諸學校長職務規程（大正二年文部省訓令號外）

第一條　校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大

臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條　校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條　左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六號及第八號ニ關シテハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一　教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムルコト

第二　規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三　俸給月額八十五圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト

第四　教官以下ノ內國各地出張ニ關スルコト

第五　教官以下ノ除服出仕請暇ニ關スルコト

第六　講師ノ解嘱及其報酬減額ニ關スルコト

第七　經費中ノ目ヲ流用スルコト

第八　三日以內ノ臨時休業ヲ爲スコト

第四條　前條ニ揭ケタル事項ノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

七　高等學校規程（大正八年文部省令第八號）

（大正九年省令第九號改正）（昭和二年省令第二八號改正）（昭和四年省令第三二號改正）（昭和六年省令第七號改正）（昭和十年省令第一九號改正）

第一章　學科課程及教科書

第一節　尋常科

第一條　尋常科ノ學科目ハ修身、公民科、國語、漢文、外國語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、音樂、作業科、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條　各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	一
公民科			一	一
國語漢文	七	七	六	六
外國語	六	七	六	六
歷史	三	三	三	三
地理				
數學	四	四	四	四
理科	二	二	四	五

圖畫	一	一	一
音樂	一	一	一
作業科	一	一	一
體操	五	五	五
計	三一	三二	三三

作業科、圖畫、音樂等ノ實習及體操ハ前表ノ教授時數ヲ適宜增加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條　中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規程ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節　高等科

第四條　高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概說、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、鑛物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條　修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奬スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條　國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智德ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文國史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條　外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得セシメ兼テ智德ノ增進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條　歷史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰文化ノ發達ヲ理解セシメ特ニ我國運發展ノ由來國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成

ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ

第九條　地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ

第十條　哲學概說ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概說ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條　心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛錬セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條　數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ、理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條　自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條　物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條　植物及動物、鑛物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

鑛物及地質ハ鑛物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其變遷ニ關スル知識ヲ授ケ又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條　法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條　圖畫ハ形態ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ一

精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ

第十八條　體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道、柔道及弓道ヲ加フルコトヲ得

第十九條　文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	三	五	四
地理	二		
哲學概說			
心理及論理		二	二
法制及經濟			二
數學	三		
自然科學	二	三	
體操	三	三	三
計	二九(三三)	二九(三三)	二八(三二)

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一一	一〇	一〇
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	三一(三四)	三一(三四)	三〇(三三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第二十條　理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	
第一外國語	八	六	六
第二外國語	(四)	(四)	(四)
數學	四	四	〔二〕四
物理		三	講義三 實驗二 五
化學		三	講義三 實驗二 五
植物及動物	二	二	〔講義二 實驗二〕四
鑛物及地質	二		
心理			
法制及經濟	二	二	

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年
圖畫	二	二	〔二〕
體操	三	三	三
計	二八(三二)	二八(三二)	二八(三二)

第三學年ノ數學〔二〕及圖畫〔二〕ト第三學年ノ植物及動物〔講義二、實驗二〕トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	三〇(三三)	三一(三四)	三一(三四)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當

スルコトヲ得

第三節　專攻科

第二十一條　專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ

國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、鑛物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節　教授上ノ注意

第二十二條　高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相關聯シテ補益センコトヲ要ス

第五節　教科書

第二十三條　高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ

但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章　學年教授日數及式日

第二十四條　學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マデトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マデト爲スコトヲ得

第二十五條　教授日數ハ尋常科ニ在リテハ毎學年二百二十日以上高等科ニ在リテハ毎學年二百日以上專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條　傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　紀元節、天長節、明治節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章　編制

第二十八條　尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關スル規程ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條　公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ但シ兼任教員ハ教員數ノ半數ヲ超エル事ヲ得ス

第三十條　公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道、柔道又ハ弓道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章　設備

第三十一條　高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條　校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條　校舍ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室ヲ備フヘシ

校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條　校具ハ教授上必要ナル圖書機械器具標本模型等トス

第三十五條　高等學校ニ於テハ別段ノ規程アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

一　學則、日課表及教科用圖書配當表

二　職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表

三　生徒學籍簿、出席簿、身體檢査ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類

四　試驗ノ問題、答案及成績表

五　資產原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄

生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章　設立及廢止

第三十六條　公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一　名稱

二　高等學校令第七條ノ事項

三　學則

四　各科ノ生徒定數

五　位置及校地、

六　校舍ノ圖面及建設ノ設計
七　開校ノ期日
八　經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ狀況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添附スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十七條　公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章　入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條　生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以內トス

第三十九條　當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ

第四十條　他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語、算術、國史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ檢定ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

第四十一條　尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ

第四十二條　當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一　他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
二　高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者
三　專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者
四　文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
五　文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試驗ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條　當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等

科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ入學前ニ於ケル學業成績ト中學校第四學年修了ノ程度ニ依リ行フ試驗ノ成績トヲ併セ考査シテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ試驗ハ之ヲ行ハサルコトヲ得

前項ノ考査ノ外必要アリト認ムルトキハ入學志願者ニ對シテ人物考査ヲ行フコトヲ得

第四十五條　高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ身體檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限リ入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限リニ在ラス

第四十六條　高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條　高等學校生徒ニシテ學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以內ニ再入學ヲ志願シタルトキハ證衡ノ上當該學年又ハ翌學年ノ學年ノ始ヨリ三十日以內ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルコトヲ得

第四十八條　高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條　高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條　高等學校尋常科各學年ノ課程又ハ全學科ノ修了ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ高等學校高等科各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試驗ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試驗ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ學業成績ノミヲ考査シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試驗ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條　學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條　學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ、專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ、尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條　學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條　學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一　性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二　學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三　引續キ一年以上缺席シタル者

四　正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五　出席常ナラサル者

第五十五條　生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條　學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章　豫科

第五十七條　高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章　補則

第五十八條　高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一　學年、學期及休業日ニ關スル事項

二　學科課程、教授時數ニ關スル事項

三　課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

四　生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項

五　授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條　私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（以下略）

八　高等學校高等科入學資格試驗規程（大正八年文部省令第九號）（大正十五年省令第七號改正）（昭和十年省令第十五號改正）

第一條　高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受ケントスル者ハ年齢滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全、品行方正且現ニ中學校ニ在學セサル者タルヘシ

第二條　高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ

第三條　試驗ハ中學校第四學年迄ノ學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ但シ實業、音樂、作業科及體操ハ之ヲ除ク

第四條　專門學校入學者檢定規程第七條第二項又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニシテ試驗ヲ出願シタルトキハ當該

學科目ノ試驗ヲ免除ス專門學校入學者檢定規程第八條ニ依リ試驗ヲ免除セラルルモノニ付亦同シ

第五條　中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付スヘシ

第六條　高等學校高等科入學資格試驗ノ問題答案及成績表ハ五年以上保存スヘシ

第七條　中學校ニ於テハ本令ノ試驗ニ付試驗手數料ヲ徵收スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校高等科入學資格試驗施行ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ當該試驗ニ關シ仍從前ノ例ニ依ル

九　文部省直轄學校外國人特別入學規程（明治三十四年文部省令第十五號）

第一條　外國人ニシテ文部省直轄諸學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限リ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條　前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條　帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限リ之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條　本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試驗ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條　本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條　帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

十　學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ高等師範學校及直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規程（明治三十八年文部省令第十八號）（昭和四年省令第二一號改正）

高等師範學校及文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケスシテ他ノ高等師範學校及文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試驗ハ無効トス

十一　文部省直轄諸學校ヲ二學校以上入學出願者ノ入學スヘキ學校（大正十一年十二月專門學務局長通牒）

同一人ニシテ大學豫科、實科、專門部若ハ直轄諸學校中ノ二箇以上ノ學校ニ入學ス許可セラレタルトキハ本人ノ選擇ニ依リ其ノ入學スヘキ大學豫科、實科專門部若ハ學校ヲ決定シ得

十二　高等學校高等科學力檢定規程（大正十年十一月文部大臣訓令）（昭和十年訓令第十一號改正）

第一條　高等學校高等科學力檢定試驗ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試驗施行ノ通告アリタル場合ニ限リ高等學校ニ於テ施行ス

試驗ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條　試驗ハ高等學校高等科卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試驗ヲ行フヘシ但シ實業、音樂、作業科及體操ハ之ヲ除ク

第三條　試驗ヲ受クントスル者ハ受驗料金五圓ヲ納ムヘシ

既納ノ受驗料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條　試驗ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ（證明書式略ス）

附則

大學豫科學力檢定規程ハ之ヲ廢止ス

第四學則

第一章　學科

第一條　本校ノ學科ハ大正八年文部省令第八號所定ノ高等學校高等科文科及理科トス

第二條　前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨語トス

第二章　學年學期及休業

第三條　學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條　學年ニ二學期ヲ設ク

第一學期ハ四月一日ヨリ十月十日ニ至リ

第二學期ハ十月十一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五條　休業日左ノ如シ

日曜日

天長節　四月二十九日

創立記念祝日　五月三十日

夏季休業　七月十一日ヨリ八月三十一日ニ至ル
秋季皇靈祭　秋分日
秋季休業　十月十一日ヨリ同十六日ニ至ル
神嘗祭　十月十七日
明治節　十一月三日
新嘗祭　十一月二十三日
冬季休業　十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
紀元節　二月十一日
春季休業　三月十一日ヨリ四月七日ニ至ル

第三章　入學及在學

第六條　入學ノ期ハ毎年學年ノ初トス

第七條　入學ヲ志望スル者ハ入學志願者名票ニ寫眞及入學考査料ヲ添ヘ本校ニ差出スヘシ

第八條　入學考査料ハ金五圓トス
一旦納付シタル入學考査料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第九條　入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科甲類　英語ヲ第一外國語トスルモノ
文科乙類　獨語ヲ第一外國語トスルモノ
理科甲類　英語ヲ第一外國語トスルモノ
理科乙類　獨語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試驗ニ外國語ヲ課スル場合英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上(同一科內ノ類ニ限ル)ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限ル

第十條　各科入學志願者ノ數入學セシムヘキ者ノ數ニ超過スルトキハ入學前ニ於ケル學業成績ト中學校第四學年修了ノ程度ニ依リ行フ試驗ノ成績トヲ併セ考査シテ入學者ヲ選拔ス尙必要アリト認ムルトキハ入學志願者ニ對シ人物考査ヲ行フコトアルヘシ但シ試驗ハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十一條　入學後ニ於テハ轉科轉類ヲ許サス

第十二條　入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ履歷書ニ入學料金三圓ヲ添

ヘ本校ニ差出シ且大正七年勅令第三百八十九號第十二條ノ入學資格ヲ證明スヘキ修了證書又ハ證明書ヲ提出シ本校ノ檢閲ヲ受クヘシ前項ノ手續ヲ了セサル者ハ其ノ入學ノ許可ヲ無効トス

一旦納付シタル入學料ハ如何ナル事情アリトモ之ヲ還付セス

第十三條　入學シタル者ハ宣誓ヲ爲シ且在學中保證ノ責ニ任スヘキ父兄ノ宿所氏名ヲ屆出ツヘシ但シ本文ニ該當スル父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ者ヲ定メ本文ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條　學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以內ニ再入學ヲ志願シタルトキハ詮衡ノ上當該學年又ハ翌學年ノ學年ノ始ヨリ三十日以內ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スル事アルヘシ

第四章　成績考査

第十五條　各學年第二學期末ニ於テ生徒ノ學業成績ヲ考査シテ學年成績及卒業成績ヲ定ム

第十六條　學年成績ハ當該學年ニ於ケル勤惰平常成績及試驗ノ成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ學科目ノ種類ニ依リ試驗ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十七條　卒業成績ハ在學中ノ三學年成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十八條　試驗ヲ分チテ通常試驗及定期試驗トス通常試驗ハ課業ノ進展ニ應シ隨時之ヲ施行ス定期試驗ハ學期末ニ於テ之ヲ施行ス

第十九條　學業成績ハ科目評點及平均點ヲ以テ表示シ一百ヲ以テ最高點トス

第二十條　試驗ニ缺席シタル者ノ評點ハ當該學期ニ於ケル平常成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ一學年間ニ二回トモ定期試驗ヲ受ケサル者ハ特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第二十一條　缺席、休學、停學等ノ爲メ平常成績ノ考査ヲ爲ス能ハサル者ニ就キテハ臨機ノ處分ヲ爲ス

第二十二條　學年評點左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ進級又ハ卒業スルコトヲ得ス

一、平均評點六十未滿ナルコト

二、一科目ノ評點四十未滿ナルコト

三、科目評點五十未滿ノモノ二科目以上アルコト

四、科目評點六十未滿ノモノ五科目以上アルコト但シ科目總數十二科目以上ノ場合ニハ本文ニ該當スルモノ六科目以上アルコト

第二十三條　進級又ハ卒業ノ判定ハ前條ニ依ル外平素ノ行狀及學業進歩ノ狀況ヲ參酌シテ斟酌スルコトアルヘシ

第二十四條　進級又ハ卒業セサル者ハ次學年ニ於テ再ヒ原學年ノ各學科目ヲ履修セシム

第五章　特待生

第二十五條　品行方正學業成績優等ナル生徒中若干ヲ選拔シテ特待生トス

第二十六條　特待生ハ毎學年之ヲ定ム

第二十七條　特待生ニ對シテハ授業料ヲ徵收セス

第二十八條　特待生ニシテ其ノ名譽ヲ汚辱スル行爲アリト認メタルトキハ之ヲ罷ム

第六章　授業料

第二十九條　授業料ハ一學年金八拾圓トス

第三十條　授業料ハ左ノ二期ニ分納セシム

第一學期分納額　金四拾圓

第二學期分納額　金四拾圓

納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條　授業料ハ缺席停學等ノ爲メ之ヲ免除スルコトナシ但シ第三十六條ニ依リ休學スル者ニ對シテハ次學期ノ分納額ヲ免除シ爾餘ノ休學者ニ對シテハ次學期ノ分納額ヲ半減ス

第三十二條　第一學期ニ於テ退學シタル者ニ對シテハ次學期ノ授業料分納額ヲ免除ス

第三十三條　既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第三十四條　第三十六條ニヨリ休學セル者休學ノ事故止ミテ學年ノ半途ヨリ出席シタルトキノ當該學期分納額ハ一ケ月金八圓ノ割合ヲ以テ其ノ月分ヨリ之ヲ徵收シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ納付セシム但シ第一學期分授業料ノ月割ニ關シテハ七月八月ヲ算入セス

第七章　休學及退學

第三十五條　疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ依リ二箇月以上修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ當該學年間休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六條　陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ

間休學トス

第三十七條　休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ原學年ノ課程ヲ修メシム

前條ニ依リ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後三週間以内ニ於テ原學年ニ復スヘシ

第三十八條　休學ハ同一學年ニ於テ一回一箇年以内ニ限ル但シ第三十六條ニ依ル休學ハ此ノ限ニアラス

第三十九條　生徒退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ申出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十條　左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ之ヲ除名ス

一、正當ノ事由ナクシテ引續キ三十日以上缺席スル者

二、出席常ナラサル者

三、引續キ一年以上出席セサル者但シ休學ノ期間ハ本號出席セサル日數ニ算入セス

四、學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

五、授業料又ハ學寮費ノ滯納三十日ニ及フ者

第四十一條　除名ニ關シテハ時宜ニヨリ臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第八章　懲戒

第四十二條　學紀風紀ヲ紊亂シ其他生徒ノ本分ニ背戻スル者ハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ形跡ニ拘ハラス主トシテ德義ニ基キテ之ヲ斷ス

第四十三條　懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、謹慎、放校ノ三トス謹慎ニハ停學ヲ附加スルコトアルヘシ

第四十四條　戒飭ハ訓戒ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ謹慎ハ一定時間特別ノ監督ノ下ニ反省セシメ放校ハ學校ヨリ放逐ス

第九章　校章及服制

第四十五條　本校ノ徽章ヲ第一校章及第二校章トス其ノ樣式左ノ如シ(樣式略ス)

第四十六條　第一校章ハ制帽ノ前章トス

第四十七條　第二校章ハ衣釦、紋章其ノ他ノ記號ニ用フルモノトス

第四十八條　本校ノ生徒ノ服制ハ正帽、衣、袴、靴、略帽、夏衣、夏袴、脚絆(マント)トス

前項服制ノ制服左ノ如シ

一、正帽

製式　丸形

品質　羅紗
色　黑
前章　眞鍮製金色第一校章(縱徑八分、橫徑九分五厘)
橫章　白線二條(幅各二分)

二、衣

製式　背廣形立襟(襟角形)(ポケット)ハ上衣ノ左右兩脇及左胸部ニ各一箇トス
品質　小倉又ハ(ヘル)
色　濃紺
襟章　文科ハL、理科ハS(眞鍮製金色縱徑五分)ヲ左ニ、學寮生ハ學寮章(樣式略ス)ヲ右ニ附ス
釦　練製黑色徑七分第二校章ヲ附ス(一列五箇)

三、袴

製式　普通
品質　小倉又ハ(ヘル)

色　濃紺

四、靴

品質　革(ズック)又ハ(ゴム)
色　黑

五、略帽

製式及品質　麥藁製普通形(緣約三寸、高約三寸)
鉢卷　黑地(幅約一寸七分)ニ白線二條(幅各二分)
前章　正帽ニ同シ

六、夏衣及夏袴

製式　釦、襟章ハ二、三ニ同シ
品質　小倉綾織
色　藍鼠霜降

七、脚絆

製式　卷脚絆
品質　綿布、麻布又ハ羅紗

色　濃紺又ハ黑

八、マント（頭巾ヲ附ス）

製式　普通

品質　羅紗（襟ニ「ビロード」毛皮等ヲ附スルヲ得ス）

色　黑色（表裏共同シ）

長　膝下三寸以內

第十章　學寮

第四十九條　學寮ハ生徒ヲ居住セシメ本校ノ教育ト相俟ツテ之ヲ訓育スル處トス

第五十條　學寮ハ一學年ヲ以テ一期トシ開閉ノ期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第五十一條　新ニ入學シタル生徒ハ特別ノ事由ニ依リ通學セシムルモノ外總テ學寮ニ入ルヘキモノトス

第五十二條　前條以外ノ生徒ニシテ入寮セント欲スルモノハ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十三條　學寮生徒ニシテ退寮セント欲スルモノハ其ノ事由ヲ具シ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十四條　學寮生徒ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ退寮又ハ外泊セシムルコトアルヘシ

第五十五條　學寮費ハ一學年金貳拾圓トシ左ノ二期ニ分納セシム

第一學期分納額金拾圓

第二學期分納額金拾圓

第一學期ニ退寮シタル者ニ對シテハ次學期ノ學寮費分納額ヲ免除ス

學年ノ半途ヨリ入寮シタル者ノ當該學期學寮費ノ分納額ハ一箇月金貳圓ノ割ヲ以テ其ノ月分ヨリ之ヲ徴收シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ納付セシム但シ第一學期分學寮費ノ月割ニ關シテハ七月、八月ヲ算入セス

既納ノ學寮費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

學寮費納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條　學寮生徒ニシテ其ノ本分ニ背戻スル行爲アリト認ムルトキハ情狀ニヨリ退寮ヲ命スルコトアルヘシ

第十一章　圖書及器具機械

第五十七條　本校所有ノ圖書ハ總テ之ヲ書庫ニ藏ス

第五十八條　書庫ニ於テハ本校所藏ノモノノ外他ノ委託ニ係ル圖書ヲ保管スルコトアルヘシ

第五十九條　教務及事務上特ニ必要ノ圖書ハ校長ノ許可ヲ得テ特別ノ場所ニ備ヘ置クコトヲ得

第六十條　職員ハ校長ノ定ムル所ニ依リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得

第六十一條　圖書ヲ閲覽スルコトヲ得ル者ハ職員及生徒第五十八條ノ圖書委託者其ノ他校長ノ特許ヲ得タル者ニ限ル

第六十二條　本校所定ノ規則ニ違反シ又ハ其ノ他不都合ノ行爲アルモノハ圖書ノ閲覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第六十三條　本校所藏ノ學術用器具及機械ハ各所屬教室ニ備付ク

第六十四條　生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ受ケ實習用器具及機械ヲ使用スルコトヲ得

第六十五條　本校ノ圖書器具及機械ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損害ノ程度ニ依リ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ若ハ其ノ修理ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第五　評議員會規則

第一條　本校ニ評議員若干名ヲ置ク

第二條　評議員ハ教授中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三條　評議員ハ校務ニ關シ諸問ヲ要スルトキ校長之ヲ開キ其ノ意見ヲ問フ

第六　生徒心得

本校生徒タルモノハ德性ヲ涵養シ知能ヲ練磨シ以テ國家有用ノ器材タランコトヲ期スヘシ居常守ルヘキ道多端ナリト雖モ茲ニ其ノ標的トスヘキ大綱ヲ擧示スルコト左ノ如シ

一、志操ヲ固クシ實行ヲ勵ミ學業德器ノ大成ヲ期スヘキコト

二、身體精神ヲ鍛錬修養シ剛健快活ノ氣象ヲ振起スヘキコト

三、獨ヲ愼ミ己ニ克チ忠信廉恥ノ心ヲ存スヘキコト

四、規律ヲ守リ責任ヲ重ンシ謹恪重厚ノ風ヲ持スヘキコト

五、師長ヲ尊敬シテ溫恭自虛ノ道ヲ盡クシ朋友ヲ親愛シテ協同融和ノ實ヲ擧ク

ヘキコト

第七　第八高等學校講演會

一、目　的　普通教育者ニ必要ナル學術ノ補習
二、會　場　本校内
三、會　期　夏季休業中一週間乃至二週間
四、講習科目　其ノ都度之ヲ定ム
五、講　師　本校職員
六、聽講料　一科目金壹圓五十錢以上一科目ヲ增ス毎ニ金壹圓ヲ徵收ス
七、證　明　聽講終了者ノ希望ニ應シ證明書ヲ與フ

第八　運動奬勵ニ關スル方針

一、運動ハ體育心育兩全ヲ目的トス
一、事情ノ許ス限リ各種ノ運動ヲ均シク奬勵ス
一、全生徒ハ運動ニ參加シ各人常ニ一種以上ノ運動ヲ練習スルコトヲ例トス

一、運動ノ爲メニ學業ノ時間ヲ割カサルヘシ
一、實力ノ養成ヲ主眼トシ競技上ノ勝敗ニ腐心セサルヘシ
一、他校又ハ諸種ノ團體ニ於ケル競技ノ趣旨本校ノ方針ニ反スルトキハ本校生徒ハ之ニ加ハラサルヘシ
一、時々大小各種ノ競技會ヲ催ス
一、競技會ニ於テハ虛飾ヲ去リ餘興又ハ之ニ類スルコトヲ行ハサルヘシ

第九　細則

一　學則施行細則

第一章　學科及學業

第一條　學則第一條ニ依ル學科ハ別ニ定ムル教授要目ニ依リ之ヲ實施ス

第二條　高等學校規程第四條第四項ノ第二外國語ヲ修メントスル者ハ指定ノ日迄ニ其ノ志望ヲ屆出ツヘシ但シ一旦屆出テタル者ハ在學中其ノ取消ヲ許サス

第三條　削除

第四條　毎週授業ノ日課ハ學年ノ始ニ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學年ノ半途ニ之ヲ變更シ臨時日課ヲ變更スルコトアルヘシ

第五條　一授業時ヲ五十分トス

實驗、製圖、實習、體操ニ於テハ一授業時ヲ延長シ又ハ二時以上連續授業スルコトアルヘシ

第六條　特別ノ事情ニ依リ教官ニ於テ臨時所定ノ日課ヲ變更スル必要アリト認ムルトキハ校長ニ申告シテ指揮ヲ受クヘシ

第七條　休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺ク

一、試驗、檢閲、儀式、修學旅行又ハ其ノ他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタルトキ

二、教官ノ出張、賜暇、忌引、缺勤ニ依リ授業セサルトキ

第八條　前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨アリト認ムルトキハ所定日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ

第九條　教科用圖書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ校長之ヲ定ム

第二章　編制

第十條　學級ハ第一學年ノ始ニ編制シ之ヲ組ト稱ス

組ハ三學年ヲ通シテ變更セサルヲ常例トス

第十一條　各學級ニ總代二人ヲ置ク

級總代ハ當該學級生徒ヲシテ定員二倍ノ候補者ヲ互選セシメ其ノ中ニ就キ校長之ヲ命ス

第十二條　級總代ハ別ニ定ムル學級主任ノ指揮ヲ受ケ當該學級ノ一切ノ世話ヲ爲スモノトス

第十三條　級總代ノ任期ハ一箇年トス

第十四條　全生徒ヲ以テ生徒隊ヲ編成ス

生徒隊部隊ノ編成ハ別ニ之ヲ定ム

第三章　成績考査、試驗、檢閲

第十五條　學業成績評點科目數ヲ定ムルコト左ノ如シ

文科

	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	二	二	二
第一外國語	二	二	二
第二外國語	一〇	一〇	一〇
歷史	一	二	二
地理	一		
哲學概說			
心理及論理			
法制及經濟			

理科

	第一學年	第二學年	第三學年
數學	一	一	一
自然科學	一	一	
體操	一	一	一
計	一〇	一一	一一
修身	一	一	一
國語及漢文	二	一	
第一外國語	二	二	二
第二外國語	一〇	一〇	一〇
數學	二	二	一二
物理		一	二
化學		一	二
植物及動物	一	一	二〇
鑛物及地質	一		

心理						
法制及經濟	一					
圖畫	一	一	一			
體操	一	一	一	一	一	
計	一二	一二	一二	一二	一二	

隨意科ノ科目評點ハ學則第二十二條ノ條件ヲ加フ

第十六條　各教官ハ毎學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル科目評點ヲ定ム但シ一科目ヲ數人ニテ擔任スルトキハ合議ノ上之ヲ定ム

修身擔任教官ハ第一學期末ニ於ケル成績考査ヲ行ハサルコトヲ得

第十七條　各科目ノ學年評點ヲ定ムルニハ第一次評點四第二次評點五ノ比ヲ以テ參酌平均ス

第十八條　第一學年總點ノ二倍第二學年總點ノ三倍及第三學年總點ノ五倍ノ總和ヲ以テ卒業評點トス

第十九條　在學生徒ノ席次ハ前學年ノ成績ヲ按シ各學級ニ就キ校長之ヲ定ム卒業席次ハ卒業成績ヲ按シ各科類ニ就キ校長之ヲ定ム

第二十條　通常試驗ハ毎學期一回以上施行スルモノトス其ノ中ノ一回ハ一定ノ期間ニ於テ之ヲ行フ其ノ時間ノ配當ハ教務課ニ於テ適宜之ヲ定ム

第二十一條　定期試驗ハ別ニ時間ヲ定メテ之ヲ行フ

第二十二條　第一次定期試驗ハ第一學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二次定期試驗ハ第二學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二十三條　修身ノ試驗ニ關シテハ前三條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十四條　試驗問題ハ擔任教官之ヲ定メ其ノ定期試驗ニ關スルモノハ試驗施行後三日以內ニ報告スヘシ

第二十五條　檢閱ハ生徒隊規律ノ張弛、志氣ノ振否、服裝ノ整否、教練ノ進步ヲ檢スル爲メ之ヲ行フ

第二十六條　檢閱ハ定期檢閱及臨時檢閱トシ定期檢閱ハ毎學期一回之ヲ行フ

第二十七條　檢閱ノ期日及方法ハ校長ノ命ニ依リ其ノ實施ハ體操教官之ヲ擔任ス

檢閱成績ハ體操教官ニ於テ學業成績考査ノ參考トス

第四章　授業料、學寮費

第二十八條　授業料及學寮費納付期日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一學期分　第一學期授業開始ノ日ヨリ七日間
第二學期分　第二學期授業開始ノ日ヨリ七日間

第二十九條　削除

第三十條　授業料又ハ學寮費ノ滯納三週日ニ及フモノハ授業ヲ停止ス

第五章　在學及休學

第三十一條　生徒ハ特別ノ事由ニ依リ通學セシムルモノノ外入學後一學年間ハ總テ學寮ニ入ルヘキモノトス其ノ後ハ自宅ヨリ通學スルカ若ハ學寮ニ入ルヘシ但シ願出ニヨリ公認下宿又ハ其ノ他ヨリ通學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十二條　生徒遲刻、缺課又ハ缺席スルトキハ其ノ當日ヨリ五日以內ニ事由ヲ詳記シ屆出ツヘシ但シ病氣缺席一週日ニ亘ルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十三條　生徒左ノ事由ニヨリ缺席、缺課、屆出ノ場合ハ其ノ他ノ事由ニ依ル缺席缺課ト區別シ缺席日數又ハ缺課時數ニ算入セス

一、父母ノ喪ニ丁リタルトキハ七日以內、祖父母、兄弟、姉妹ノ喪ニ丁リタルトキハ五日以內其ノ他ノ服忌ヲ受クル場合ハ三日以內

二、學校所在地ニ於テ同學級生徒葬儀ノ場合ハ會葬ニ要スル時間

三、徵兵檢査及簡閱點呼ニ要スル日數

第三十四條　生徒ハ異動ノ有無ニ拘ハラス每年四月八日ヨリ同月二十五日迄ニ所定ノ書式ニヨリ宿所ニ關スル屆出ヲ爲スヘシ

第三十五條　生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以內ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十六條　生徒戶籍又ハ父兄ニ關スル屆宿所ニ關スル屆ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ屆出ツヘシ但シ戶籍異動ノ場合ハ抄本ヲ添付スヘシ

第三十七條　生徒ノ宿所ヲ不適當ナリト認ムルトキハ轉宿ヲ命スルコトアルヘシ

第三十八條　通學生徒歸省旅行一週日ニ亘ル場合ニハ事由及旅行先ヲ詳記シ豫メ屆出ツヘシ

第三十九條　疾病ニ依リ休學セントスル者ハ其ノ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第四十條　陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應シタル者ハ其ノ役名、服役又ハ召集ノ期間及部隊又ハ艦艇名ヲ具シ三日以內ニ屆出ツヘシ

第四十一條　生徒ヨリ提出スル總テノ願屆書ハ特ニ規定アルモノヲ除ク外指導教官ノ承認ヲ經テ生徒課ニ差出スヘシ

第六章　校章及服裝

第四十二條　生徒第一校章ヲ使用セントスル場合ハ豫メ許可ヲ受クヘシ

第四十三條　生徒登校スル場合ニハ必ス規定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ體操教授ヲ受クル場合ニハ特ニ指定シタル場合ノ外ハ體操靴編上式ニテ裏踵ナキモノヲ着用スヘシ脚絆ハ特ニ指定シタル場合ノ外着用セサルコトヲ得

第四十四條　止ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スルコト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ之ヲ屆出ツヘシ

第四十五條　儀式ノ場合ニハ冬服及正帽ヲ着用スルヲ正裝トス

第四十六條　生徒外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若和服ヲ着用スルトキハ必ス袴及正帽ヲ着クヘシ

第四十七條　夏服着用期間ハ五月十日ヨリ十月十日迄トス但シ時宜ニ依リ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第四十八條　夏服着用期間ニ於テハ儀式ノ場合體操教授ヲ受クル場合及特ニ指定シタル場合ノ外ハ略帽ヲ以テ正帽ニ代用スルコトヲ得

第四十九條　新ニ入學セル生徒ニ對シテハ其ノ年ノ五月十日ヨリ本章中服裝ニ關

スル規定ヲ適用ス

第七章　野外演習及射撃演習

第五十條　體操科ノ一部トシテ野外演習及射撃演習ヲ行フ射撃演習ハ之ヲ分チテ狹窄射撃演習及實包射撃演習トシ別ニ期ヲ定メテ之ヲ行フ

第五十一條　生徒ハ前條演習ノ費用トシテ毎學年金參圓ヲ第一學期分授業料ト共ニ會計課ニ納付スヘシ但シ體操ヲ免除セラレタル者ハ此ノ限ニアラス

第五十二條　野外演習費及射撃演習費ニ不足ヲ生スル虞アル時ハ更ニ之ヲ徵收シ剩餘ノ見込アル時ハ校長ノ決裁ヲ經テ臨機ノ處置ヲ爲スコトアルヘシ

第五十三條　毎年二月演習費用ヲ計算シ剩餘アルトキハ野外演習ヲ施行セサル場合ニ限リ之ヲ返戻ス但シ演習出席ノ有無ニ拘ラス其ノ費用ヲ控除ス

決算公表當日ヨリ三十日以内ニ其ノ請求ヲナササルトキハ剩餘金ヲ返戻セスシテ之ヲ翌年度ノ演習費ニ繰入ルモノトス

第五十四條　野外演習及射撃演習ニ關スル必要事項ハ其ノ都度之ヲ達示ス

第八章　學寮

第五十五條　學寮生徒ハ生徒主事ノ指導下ニ秩序ヲ保チ風紀ヲ維持スヘシ

第五十六條　各室人員ノ配當ハ生徒主事之ヲ定ム

第五十七條　寮內日課時限ハ校長ノ許可ヲ受ケ生徒主事之ヲ定ム

第五十八條　學寮生徒ハ寮紀及規約ヲ定メ校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

一、寮內ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト

二、寮內ノ清潔及衛生ニ關スルコト

三、炊事事務炊事監督ニ關スルコト

四、其ノ他必要ナル事項

第五十九條　各寮ニ委員二人各室ニ總代一人ヲ置キ任期ヲ委員ハ一學年總代ハ一學期トス總代ハ各室生徒ノ互選トシ生徒主事ノ認可ヲ經テ就任ス

委員ハ各寮第三二年生徒ノ互選ニヨリ選定セル候補者ニ就キテ校長之ヲ命ス

第六十條　寮委員ハ生徒主事ノ指示ニ從ヒ寮內整理ノ責ニ任シ寮紀規約ノ實行ヲ督勵ス

第六十一條　總代ハ室內整理ノ責ニ任シ兼テ室員ヲ代表ス

第六十二條　止ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時限外ニ外出セントスルモノハ豫メ

生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第六十三條　外出中止ムヲ得サル事情アリテ歸寮時限ニ遲レタルモノハ其ノ事由ヲ詳記シ翌日中ニ屆出ツヘシ

第六十四條　止ムヲ得サル事情アリテ外泊セントスルモノハ豫メ生徒主事ノ許可ヲ受ケ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

外出中俄ニ外泊スルノ止ムヲ得サル事情ヲ生シ前項ノ手續ヲ履ム能ハサルトキハ當日門限時限迄ニ其ノ事由ト居所トヲ屆出テ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

第六十五條　學寮生徒歸省又ハ旅行ヲナサントスルトキハ日數及旅行先ヲ明記シ願出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

歸寮ノ際ハ歸省先又ハ外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

第六十六條　各室備付ノ器具及電燈ハ許可ナクシテ他ニ移動セシムヘカラス

第六十七條　不注意又ハ怠慢ノ爲メ備付ノ器具又ハ電燈ヲ毀損シ又ハ紛失セシメタルモノハ之ヲ辨償セシム

第九章　圖書

第六十八條　本校所藏ノ圖書ハ擔任事務員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス

第六十九條　教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入リ圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第七十條　學則第五十九條ニ依リ特別ノ場所ニ備付クル圖書監守ニ關シテハ當該場所物品監守者其ノ責ニ任ス

第七十一條　教官ハ一員二十冊其ノ他ノ職員ハ一員十冊ヲ限リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得但シ和漢裝ノモノハ本文冊數ヲ倍スルコトヲ得

第七十二條　貴重圖書閲覽室備付ニ缺クヘカラザル圖書及ヒ一員ニシテ同一ノ圖書二部以上ハ之ヲ借受クルコトヲ得ス

第七十三條　圖書ヲ借受ケント欲スル者ハ圖書課ニ付キ所定ノ手續ヲナスヘシ借受ケタル圖書ハ之ヲ轉貸スヘカラス

第七十四條　借受ケタル圖書ハ毎年七月十日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第七十五條　生徒圖書閲覽ノ證トシテ閲覽券ヲ設ケ毎學年ノ始圖書課ニ於テ之ヲ交付ス

第七十六條　本校ノ職員生徒ニアラスシテ圖書ヲ閲覽スル者ニ對シテハ圖書閲覽特許證ヲ付與ス

第七十七條　閲覽券ハ之ヲ他ニ轉貸スヘカラス若之ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ速ニ其ノ旨圖書課ニ屆出ツヘシ

第七十八條　圖書閲覽室ハ左ノ期間之ヲ閉ツ

一、八月一日ヨリ八月三十一日マテ

一、十二月二十八日ヨリ一月五日マテ

一、日曜日、祝日、大祭日

前項ノ外臨時閉室スルコトアルヘシ

圖書閲覽室開閉ノ期間ハ其ノ時々之ヲ定ム

第七十九條　圖書ヲ閲覽セントスル者ハ所定ノ用紙ニ一切ノ手續ヲ了シ閲覽券ト共ニ之ヲ係員ニ差出スヘシ但シ閲覽室備付ノ圖書ト雖モ時宜ニ依リ閲覽ヲ拒絶スルコトアルヘシ

第八十條　閲覽者ハ閲覽終レハ直ニ圖書ヲ返納スヘシ

閲覽者ハ圖書ヲ閲覽室外ニ携帶スルコトヲ得ス

第八十一條　閲覽者ハ一時ニ洋書六冊、和書十一冊以上ヲ借覽スルコトヲ得ス

第八十二條　學則第五十八條ニ依リ圖書ノ保管ヲ委託セントスル者ハ其ノ圖書名、著譯編者名、裝釘別、冊數及見積價格ヲ具シ委託期間ヲ定メテ校長ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ圖書ニハ委託者又ハ所有者ノ捺印アルヲ要ス

第八十三條　委託圖書ハ委託者ニ於テ之ヲ本校ニ送致スヘシ

本校ハ之レニ對シ受領書ヲ交付ス

第八十四條　委託圖書ハ書庫以外ニ備付クルコトヲ得ス

委託圖書ノ閲覽ニ關シテハ委託者ノ希望ニ依リ特別ノ取扱ヲナスコトアルヘシ

第八十五條　火災盜難其ノ他ノ事故ニ依リ委託圖書ニ損失ヲ來スコトアリトモ本校ハ其ノ責ニ任セス

二　生徒心得細則

第一條　生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論相互ニ敬禮スヘシ

第二條　生徒ハ酒類ヲ飲用スヘカラス

第三條　校內ニ於テハ生徒控所屋外ノ空地及道路(正門ヨリ玄關ニ至ル道路ヲ除ク)ノ外喫煙スヘカラス

第四條　生徒掲示ヲナサントスル時ハ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ

掲示ハ特別ノ許可ヲ受ケタルモノノ外左ノ制限ニ依ルヘシ

一、掲示用紙ハ縱二尺三寸以內橫四尺六寸以內

二、掲示一件ニツキ用紙一枚ヲ限トス

第五條　生徒集會ヲ備ストキハ豫メ生徒課ニ屆出ツヘシ

第六條　授業ヲ受クル時ノ外教室ニ入ルヘカラス但シ第一鐘後授業準備ノ爲教室ニ入ルコト及當該教官ノ許可ヲ得テ特別教室ニ入ルコトハ此ノ限ニアラス

第七條　帽、マント、書籍、ノートブツク等生徒携帶品ニハ氏名ヲ記入スヘシ

第八條　告示ハ所定ノ場所ニ掲示シタル以上ハ一般ニ了知セラレタルモノト看做

スヲ以テ生徒ハ常ニ掲示場ニ注意スヘシ

三　服務及處務細則

第一章　教官ノ服務

第一條　本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授、助教授、講師及傭外國人教師ヲ包含ス

第二條　教官ハ其ノ分擔ノ範圍内ニ於テ校長ニ對シ生徒教育ノ責ニ任ス

第三條　生徒ノ教育ニ關スル事務ハ各教官ノ擔任トス

第四條　教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科主任、學級主任指導教官ノ事務ニ從事スヘシ

第五條　教官ハ校長ノ命ヲ承ケ分課ノ事務ニ從事スヘシ

第六條　教官ハ校長ノ命ヲ承ケ入學者選拔試驗高等學校高等科學力檢定試驗其ノ他臨時ノ事務ニ從事スヘシ

第七條　教官ハ教授訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ校長ニ具申スヘシ

第八條　教官ハ校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第九條　第十二條乃至第二十二條ノ規定ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章　事務員ノ服務

第十條　書記及雇員ハ校長ノ命ニ依リ課長又ハ主任ノ指揮ヲ受ケテ分課事務ニ從事スヘシ

雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ執務スヘシ

第十一條　事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキ又ハ所屬上官ヨリ特ニ命セラレタルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖モ執務スヘシ

第十二條　疾病其ノ他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ當日執務時限前ニ事由ヲ記シ屆出ツヘシ若病氣缺勤一週日ニ渉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付シ爾後一週日ヲ加フル毎ニ同樣ノ手續ヲナスヘシ

第十三條　執務時限中發病等ノ爲メ退出セントスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條　父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スルモノハ前日中ニ屆出ツヘシ

第十五條　親屬ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受クルトキ其ノ親屬關係ヲ記シ屆出ツヘシ

第十六條　轉地療養父母ノ病氣看護又ハ父母ノ墓參ノ爲メ請暇セントスル者ハ日

限及行先ヲ記シ許可ヲ受クヘシ

第十七條　陸軍召集規則又ハ海軍召集規則ニ依リ召集又ハ簡閲點呼ニ應スルモノハ日限及應召地部隊艦艇等ヲ記シ出發前ニ屆出ツヘシ賜暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先地ヲ記シ出發前屆出ツヘシ

第十八條　出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ屆出テ且歸校後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十九條　新任者ハ五日以内ニ住所ヲ屆出ツヘシ

住所ヲ移轉シ又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ其ノ都度屆出ツヘシ

第二十條　官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歴上ニ關係アルモノハ其ノ都度屆出ツヘシ

第二十一條　轉任、免官休職等ノ際又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條　非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章　學校醫ノ服務

第二十三條　學校醫ハ校長ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事ス

第二十四條　學校醫ハ毎月一回教授時間内ニ昇校シ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ學期、學年ノ始終ニ於テ特ニ視察ヲ必要トスルトキ亦同シ

第二十五條　學校醫ハ毎週二回學寮ニ出頭シ衛生ニ關スル事項ヲ視察シ又疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診察スヘシ

第二十六條　學校醫ハ生徒ノ請求ニ應シ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作成スヘシ

第二十七條　學校醫ハ學生生徒兒童身體檢査規定ニヨリ生徒ノ身體ヲ檢査シ身體檢査票ヲ調製スヘシ

第二十八條　學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ

第二十九條　學校醫ハ學校及學寮ノ近傍若ハ學校及學寮内ニ傳染病ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防消毒方法ヲ施行シ尚其ノ狀況ニヨリ學校又ハ學寮ノ全部若ハ一部分ノ閉鎖又ハ遮斷ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ校長ニ申告スヘシ

第三十條　學校醫ハ前各號ノ任務ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時生徒ノ病症ヲ診斷シ又ハ身體ヲ檢査シ其ノ他衛生ニ關スル事務ヲ執ルヘシ

第三十一條　學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキテハ校長ニ申告スヘシ

第四章　教育事務

第三十二條　各教官ノ擔任スヘキ教育事務概ネ左ノ如シ

一、生徒ノ操行ヲ調査スルコト
二、生徒ノ勤惰ヲ調査スルコト
三、生徒ノ學業成績ヲ調査スルコト
四、教室内ノ秩序ヲ保持スルコト
五、擔任學科教授要目ヲ調製スルコト
六、教育ノ成績及教授ノ經過ヲ報告スルコト
七、修學旅行ニ關スルコト
八、其ノ他生徒ノ教育ニ關係アル一切ノコト

第三十三條　訓育ニ關スル事務ハ全教官ノ擔任トシ生徒主事ヲシテ之ヲ主掌セシム

生徒主事ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十四條　教授ニ關スル事務ハ學科毎ニ當該教官ノ分擔トス

第三十五條　教育事務整理ノ責ニ任セシムル爲メ學科主任、學級主任及指導教官ヲ置ク

第三十六條　學科主任ハ左ノ學科ニ就キ各一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

修身科　修身
第一文學科　哲學概說、心理及論理、歷史、地理、法制及經濟
第二文學科　國語及漢文
第一語學科　英語
第二語學科　獨語
第一理學科　數學、物理、化學、自然科學
第二理學科　植物及動物、鑛物及地質、自然科學
第三理學科　圖畫
體操科　體操

第三十七條　學科主任ノ擔任スヘキ事務概ネ左ノ如シ

一、當該學科教授ノ統一進歩ノ爲メ必要ナル處置ヲ爲スコト
二、當該學科教授要目ヲ整理スルコト

三、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト
四、教授分擔ニ關スルコト
五、教授上必要ナル參考用圖書器具機械標本藥品等ヲ調査スルコト
六、其ノ他當該學科ニ關スルコト

第一文學科第二文學科第一理學科及第二理學科ノ主任ハ校長ノ許可ヲ受ケ前項事務ノ一部ヲ擔任教官ニ委任スルコトヲ得

學科主任ハ擔任事務ニ關シ當該學科關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十八條　學級主任ハ各學級一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三十九條　學級主任ハ所屬生徒ヲ統率シ校規命令ヲ實行セシメ及其ノ學業ヲ督勵シ風紀ヲ維持シ其ノ他當該學級ニ關スル事項ヲ臨機處理スルモノトス

第四十條　學級主任ノ任期ハ一箇年トス

第四十一條　指導教官ハ教官中ニ就キ校長之ヲ命シ全生徒ヲシテ之ニ分屬セシム

但シ生徒又ハ父兄ニ於テ特別ノ希望ヲ申出ツルコトヲ得

第四十二條　指導教官ハ其ノ擔任ニ屬スル生徒ノ品行學業健康等ニ關シ在學中絶エス適宜ノ指導監督ヲ加ヘ生徒ヲシテ其ノ本文ヲ完ウセシメンコトヲ期スヘシ

第四十三條　指導教官ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外其ノ擔任ニ屬スル生徒ヨリ本校ヘ差出スヘキ總テノ願屆書ヲ審査スヘシ

第五章　分課事務

第四十四條　本校ニ生徒課教務課圖書課庶務課及會計課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第四十五條　生徒教務圖書庶務各課ニ課長ヲ會計課ニ主任ヲ置キ所屬職員ヲ率ヒ分掌事務整理ノ責ニ任セシム

課長及主任ハ職員中ニ就キ校長之ヲ命ス

第四十六條　分課所屬ノ職員ハ課長又ハ主任ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第四十七條　生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、生徒ノ訓育風紀ニ關スルコト
二、生徒ノ勤惰ニ關スルコト
三、生徒ノ管理監督及訓誨懲戒ニ關スルコト
四、指導教官及學級總代ニ關スルコト
五、生徒ノ學籍及兵役ニ關スルコト
六、退學及休學其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト

七、在學證明ニ關スルコト
八、生徒隊ニ關スルコト
九、生徒ノ願伺屆ニ關スルコト
一〇、體育及運動ニ關スルコト
一一、學校衛生ニ關スルコト
一二、身體檢査ニ關スルコト
一三、生徒控所ニ關スルコト
一四、卒業生ニ關スルコト
一五、學寮ノ管理及警備ニ關スルコト
一六、學寮當直ニ關スルコト
一七、生徒ノ入寮、退寮ニ關スルコト

第四十八條　教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、學科課程及教授要目ニ關スルコト
二、教官分擔及日課ノ配當ニ關スルコト
三、授業及休業ニ關スルコト

四、教科用圖書ニ關スルコト
五、生徒募集及入學ニ關スルコト
六、選拔試驗ニ關スルコト
七、成績考査進級卒業及成績證明ニ關スルコト
八、試驗檢閲及學力檢定ニ關スルコト
九、學級編成ニ關スルコト
一〇、生徒ノ修業科類及志望學科ニ關スルコト
一一、教授上ノ設備ニ關スルコト
一二、教官ノ報告ニ關スルコト
一三、教官會議ニ關スルコト
一四、野外演習射撃演習及修學旅行ニ關スルコト
一五、參觀人取扱ニ關スルコト
一六、教室及教官室ニ關スルコト

第四十九條　圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、圖書保存及整理ニ關スルコト

二、圖書印ヲ管守スルコト
三、購入圖書ノ審査ニ關スルコト
四、書庫閲覽室ニ關スルコト
五、圖書目錄編纂ニ關スルコト
六、圖書貸付ニ關スルコト
七、新聞、雜誌、年報一覽等ノ保存及整理ニ關スルコト

第五十條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト
二、校長ノ官印ヲ管守スルコト
三、職員ノ進退及身分ニ關スルコト
四、職員ノ服務ニ關スルコト
五、傭外國人ニ關スルコト
六、公文書處理ニ關スルコト
七、統計、報告、一覽等ニ關スルコト
八、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト

九、日誌及諸記錄ニ關スルコト
一〇、諸儀式ニ關スルコト
一一、校章及校旗ニ關スルコト
一二、寄附ノ金品等ニ關スルコト
一三、事務當直ニ關スルコト
一四、各分課ノ主掌ニ屬セサル一切ノコト

第五十一條　會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、歲入歲出豫算及決算ニ關スルコト
二、資金ニ關スルコト
三、國有財產ニ關スルコト
四、金錢ノ收支及保管ニ關スルコト
五、歲入歲出及物品證明ニ關スルコト
六、物品購入及不用物品處分ニ關スルコト
七、物品ノ出納及保管ニ關スルコト
八、修繕ニ關スルコト

九、電話、電燈、瓦斯、給水及煖爐取扱ニ關スルコト
一〇、校內一般ノ警備取締ニ關スルコト
一一、校舍內外ノ洒掃ニ關スルコト
一二、傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
一三、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト

第五十二條　各分課ノ主掌事務ニシテ他分課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ

第五十三條　各分課所屬職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他ノ分課ノ事務ヲ補助スヘシ

第六章　文書處理

第五十四條　公文書ハ第五十六條ニ依ルモノノ外總テ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ收受ノ番號及月日ヲ記入シ直ニ主掌分課ニ配付シ取扱者ノ印ヲ徵スヘシ

二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スヘシ

親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ

第五十五條　配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ庶務課ニ還付スヘシ

第五十六條　左ノ文書ハ庶務課ヲ經由セス主掌分課ニ於テ直ニ接受スヘシ

一、教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類
二、生徒ヨリ差出ス願屆書類
三、入學志願者受驗名票
四、其ノ他校長ノ指定シタル書類

第五十七條、配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ校長ニ供閲シ指揮ヲ受クヘシ

第五十八條　左ノ文書ハ主掌課長又ハ主任ニ限リ處分スヘシ

一、生徒在學證明ニ關シ徵兵事務ニ關係ナキモノ
二、生徒ノ學業成績證明ニ關スルモノ
三、生徒ノ宿所入寮、退寮及諸屆出ニ關スルモノ
四、物品ノ支給ニ關スルモノ
五、一定ノ例規ニ依ルモノ

第五十九條　決裁濟ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十條　發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ回付スヘシ執務時間以外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ當直ニ回付スヘシ

第六十一條　庶務課ニ於テハ發送文書及原議ニ號番ヲ付シ之ヲ件名簿ニ登記スヘシ

第六十二條　庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送シタルトキハ月日受信名發信名料金ヲ登記シ取扱主任檢印スヘシ

第六十三條　事件ノ完結シタル文書ハ第七章及第八章ニ掲クルモノ及保存期間一箇年以內ノモノヲ除ク外總テ庶務課ニ回付スヘシ第七章及第八章ニ掲クル文書ハ主掌分課ニ於テ整理シ之ヲ保存スヘシ文書ノ保存年限ハ別ニ之ヲ定ム

前項ニ依リ回付セラレタル文書ハ庶務課ニ於テ編纂シ之ヲ保存スヘシ

第六十四條　各分課ニ於テハ其ノ保存スヘキ文書ノ編纂又ハ整理方法ヲ定メ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第六十五條　文書處理ノ齊一整頓ヲ計ル爲メ毎年一回檢閲ヲ行フ但シ檢閲ハ機密

書類及未完ノ文書ニ及ホサス

文書檢閲委員ハ其ノ都度職員中ニ就キ之ヲ命ス

第七章　報告

第六十六條　教育又ハ事務ニ關シ別ニ規定アルモノノ外本章ノ規定ニ依リ各主管職員ノ責任ヲ以テ報告スヘシ

第六十七條　報告ヲ分チテ定期報告及臨時報告トス

第六十八條　定期報告ノ種類左ノ如シ

一、週報
　生徒課週報

二、月報
　庶務課月報
　生徒課月報
　圖書課月報

三、學期報
　教務課學期報

生徒課學期報

四、年報

教官年報

生徒主事年報

教務課年報

生徒課年報

圖書課年報

庶務課年報

第六十九條　週報ハ次週水曜日マテニ、月報ハ翌月七日マテニ、學期報ハ學期末後二十五日以内ニ、年報ハ毎年四月末日マテニ校長ニ提出スヘシ

第七十條　定期報告ハ別ニ定ムル樣式又ハ要項ニ依リ調製スヘシ

第七十一條　教官年報ハ各學科主任ニ於テ取纏メ意見アルモノハ之ヲ附記シテ進達スヘシ

第七十二條　臨時報告ハ特ニ命令アリタル時又ハ其ノ必要ヲ認メタル時臨時之ヲ提出スヘシ

第八章　表簿

第七十三條　本校ニ於テハ別ニ規定アルモノノ外本章ノ規定ニ依リ表簿ヲ備フヘシ

第七十四條　生徒課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、學籍簿

二、生徒父兄居綴

三、生徒學歷綴及生徒履歷書綴

四、生徒出席簿

五、生徒寫眞帖

六、在寮生徒名簿

學籍ハ毎年五月十五日限整理シ校長ノ檢閲ヲ受クヘシ

第七十五條　教務課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、教授要目

二、各教官受持學科目及時間表

三、各學級授業時間及教室配當表

四、教科用圖書配當表
五、生徒學業成績表
六、學年暦
七、入學志願者受驗名票
八、入學者選拔試驗答案
九、入學者選拔試驗成績表
一〇、試驗問題
一一、教官會議記錄
一二、教務日誌

第二、第三、第四ノ各表ハ複本ヲ調製シ校長ニ提出スヘシ

學年暦ハ前學年三月末日限決裁ヲ受クヘシ

第七十六條　圖書課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、圖書分類目錄
二、圖書借用證書

第七十七條　庶務課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、勅語謄本
二、職員履歷書
三、命課簿甲、乙
四、旅行決裁簿
五、誓簿
六、學校一覽表
七、職員出勤簿
八、日誌
九、事務暦

學校一覽表ハ毎年四月末日現在ニ依リ五月末日限調製シ其ノ複本ヲ校長ニ提出スヘシ

事務暦ハ會計年度ニ依リ前年度ノ三月末日限決裁ヲ受クヘシ

第七十八條　會計課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、學校平面圖

學校平面圖ハ建物、水管、瓦斯管、電線、煖爐、堀井ノ配置ヲ記入シ複本二通ヲ調製シ

一通ヲ校長ニ提出シ一通ヲ庶務課ニ回付スヘシ

第九章　當　直

第七十九條　當直勤務ハ事務當直及學寮當直トス

第八十條　書記及雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ

生徒課勤務ノ教官ハ輪番ヲ以テ學寮當直ニ服スヘシ

第八十一條　本校ニ高等官ノ當直ヲ必要ト認ムル場合ニハ校長特ニ之ヲ命ス

第八十二條　生徒主事ハ必要ニ應シ隨時學寮ニ當直スヘシ此ノ場合ニ於テハ第八十條第二項ノ當直番ヲ除番ス

第八十三條　左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

一、出張中出張ノ前日出張先ヨリ歸校ノ翌日

二、病氣缺勤中

三、賜暇ノ當日

四、忌引中

五、新任者著任ノ日ヨリ起算シテ七日間

六、以上ノ外校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ

第八十四條　事務當直ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

一、校舍各室ノ鎖鑰ヲ監守スルコト

二、校舍內ノ取締ヲナスコト

三、接受シタル物件ヲ處理スルコト

四、火災ノ虞アル場所ト器物トニ對シ特ニ注意スルコト

第八十五條　學寮當直ハ學寮ノ管理及取締ニ任シ寮內一切ノ事務ヲ執ルヘシ

第八十六條　當直者ハ勤務中學校ヲ離ルルコトヲ得ス

第八十七條　當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得

第八十八條　當直中非常時故アルトキハ直ニ報告シ事急ナルトキハ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

第八十九條　當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ在リテハ庶務課長學寮當直ニ在リテハ生徒主事之ヲ定ム

四　物品會計規程細則

第一條　物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ

此ノ細則ニ依リ處理ス

第二條　物品ハ備品、消耗品ノ二種トシ備品ノ各室共用ニ係ルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ專用スルモノヲ專用備品トス但シ備品及消耗品ノ區別ハ其ノ性質及用法ニ依リ之ヲ定ム

第三條　受入物品ハ總テ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後倉庫ニ藏置シ之カ保管ノ責ニ任スヘシ

圖書、機械、標本類ニ關シテハ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後直ニ當該監守者ニ交付シ其ノ受授ヲ明ニシ之カ監督ノ責ニ任スヘシ

第四條　各課又ハ特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任一人若ハ數人ヲ置キ使用物品ノ監守又ハ取扱ニ關スル責ニ任セシム但シ職員各自專用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第五條　使用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督スヘシ

一、各課又ハ特別教室ノ消耗品受拂簿ヲ毎月消耗品出納簿ニ照査スルコト

二、毎年一回備品支給簿、備品監守簿及消耗品受拂簿ニ依リ各課又ハ教室ニ就キ現品ヲ査閲シ校長ニ報告スルコト

前項ノ場合ニ於テ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品ノ使用上ニ付意見アルトキハ校長ニ申告シ其ノ處理ヲ求ムルコト

第六條　物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ規定ノ監督ヲ怠リタルトキハ校長其ノ事實ヲ審査シ故意怠惰ニ出ツルモノハ文部大臣ニ具申ス

第七條　各課又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又ハ取扱フヘキ物品ノ所屬區域左ノ如シ

一、會計課　會計課、校長室、食堂、應接室、當直室、小使室及門衛室ニ屬スル物品並他ノ監守又ハ取扱ニ屬セサル物品

二、教務課　教務課、教官室、通常教室及講堂ニ屬スル物品

三、生徒課　生徒課、生徒控所、集會所、劍道々場、柔道々場、弓道々場及學寮ニ屬スル物品

四、庶務課　庶務課ニ屬スル物品

五、圖書課　圖書課書庫及閲覽室ニ屬スル物品

六、物理教室　物理教室ニ屬スル物品

七、化學教室　化學教室ニ屬スル物品

八、鑛物地質教室　鑛物地質教室ニ屬スル物品
九、動物植物教室　動物植物教室ニ屬スル物品
一〇、圖畫教室　圖畫教室ニ屬スル物品
一一、體操教室　體操用運動用物品

第八條　監守者又ハ物品取扱主任ノ監守又ハ取扱ニ屬スル物品ニ關シテハ文部省直轄各部物品會計規程第十三條ノ責ニ任スヘシ

第九條　各部所要ノ物品ハ品名數量需用ノ事由等ヲ記載セル請求書ヲ物品會計官吏ニ差出スヘシ尚注文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添フヘシ

第十條　通常所要ノ物品ハ物品會計官吏一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ校長ノ許可ヲ受ケ一回又ハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲナシ之ヲ倉庫ニ藏置シ請求ニ應シテ之ヲ支給スヘシ

第十一條　臨時所要ノ物品ハ物品監守者若ハ當該首席者ノ請求ニ依リ其ノ都度校長ノ許可ヲ受ケ購入手續ヲナシ之ヲ交付スヘシ

第十二條　生產品及寄贈品ニ係ル物品ハ物品會計官吏ニ於テ其ノ品名數量及見積價格ヲ付シ校長ニ上申シ之カ受入ノ許可ヲ受ケタル後藏置若ハ支給ノ手續ヲ爲

スヘシ

第十三條　物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ交付若ハ支給セントスルトキハ普通備品ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ共用品ト專用品トニ區別シ備品支給簿ニ登記ヲ了シタル後之ヲ物品監守者又ハ物品取扱主任若ハ請求者ニ配付スヘシ圖書、機械、標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ各自一定ノ番號ヲ付記スヘシ但シ機械標本等ニシテ番號ヲ付スル能ハサルモノハ適當ノ方法ヲ設ケテ之ニ記號ヲ付シ整理スヘシ

第十四條　物品監守者又ハ物品取扱主任ハ備品監守簿消耗品受拂簿ヲ備付ケ物品ノ配付ヲ受ケタルトキハ直ニ之カ登記ヲ了シ現品ト對照シ備品ニアリテハ備品支給簿、消耗品ニアリテハ別ニ指定スル用紙ニ領收ノ印ヲ捺シ物品會計官吏ニ返付スヘシ但シ備品ハ其ノ備付ケ場所ヲ備考欄內ニ記シ其ノ所在ヲ明ニスヘク消耗品ニアリテハ其ノ受拂ヲ明瞭ニスヘシ

第十五條　物品監守者交代シタルトキハ新監守者ハ物品監守簿ニ其ノ受繼年月日ヲ記入シ且記名捺印スヘシ

第十六條　甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ屬スルモ乙物品監守者ニ於

テ必要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會計官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七條　職員轉免ノ場合ニハ其ノ專用備品ヲ物品會計官吏ニ返付スヘシ

第十八條　物品監守者ハ使用中ノ物品ニシテ自然毀損シ修理又ハ引替ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添ヘ返付ノ手續ヲナシ物品會計官吏ニ其ノ修理又ハ引替ヲ請求スヘシ

物品會計官吏ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ更ニ原物品監守者ニ引渡スヘシ

第十九條　不用トナリタル物品ハ物品會計官吏ニ返付シ物品監守簿ノ備考ニ其ノ事由年月日ヲ詳記スヘシ

物品會計官吏ハ修理ノ見込ナキ物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ成規ニ依リ毀損ノ經伺ヲブシ物品出納簿ヨリ控除シ不用品ニ屬スルモノハ之ヲ審査シ尙使用ニ堪フヘキモノハ保存シ向來所要ノ目的ナシト認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ校長ノ決裁ヲ乞フヘシ

第二十條　保管ノ備品ニシテ盜難ニ罹リタルトキハ其ノ品名數量價格ヲ取調ヘ物品會計官吏ヲ經由シテ校長ニ申報スヘシ

第二十一條　物品會計官吏ハ前條ノ申報ニ接シタルトキハ始末書ヲ徵シ處分案ヲ具シ校長ノ決裁ヲ乞ヒ且所轄警察署ニ屆出ツヘシ

第二十二條　物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、普通備品出納簿

本簿ハ普通備品ノ品目、數量、價格、納人名等ヲ登記シ又在庫並使用物品ノ現在ヲ明ニス

二、圖書出納簿

本簿ハ圖書名、冊數、出納、價格、納人名等ヲ登記シ又圖書ニ屬スル物品監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

三、器械標本類出納簿

本簿ハ器械及標本ヲ別チ學科毎ニ口座ヲ設ケ、品目、箇數、價格、納人名等ヲ登記シ又器械標本ニ屬スル物品ノ監守者ヘ物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、數量、價格、納人名等ヲ記入シ又在庫並消費高ヲ明ニス

五、共用普通物品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル共用物品ノ品目、數量、番號、受授年月日等ヲ登記シ各物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

六、專用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル專用備品ノ品目、數量、受授年月日等ヲ登記シ專用者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

第二十三條　各監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、備品監守簿

本簿ニハ備品ノ品名、箇數、記錄及受授年月日ヲ明記スヘシ但シ圖書、器械及標本ニ關スル備品簿ハ各其ノ原簿ヲ以テ代用スルコトヲ得

二、消耗品受拂簿

本簿ニハ消耗品受拂簿ヲ明記スヘシ

三、郵便切手受拂簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ備付ケ其ノ受拂ヲ詳記スヘシ

第二十四條　物品檢閲ヲ分チテ定期臨時ノ二種トス定期檢閲ハ毎年八月臨時檢閲ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テ施行ス

第二十五條　物品檢閲委員ハ委員長一人委員若干トシ學校職員中ヨリ毎年校長之ヲ命ス

第二十六條　物品檢閲委員ノ檢査事項左ノ如シ

一、物品保管ノ適否

二、備品使用ノ適否

三、消耗品消費ノ適否

四、物品缺損ノ有無

五、帳簿ト現品トノ對照

第二十七條　物品檢閲ノ際在庫ノ物品ニ付テハ物品會計官吏、使用中ノ物品ニ付テハ物品監守者又ハ物品取扱主任其ノ保管監守取扱ニ關スル現品及簿冊ヲ取揃ヘ其ノ席ニ列シテ之レカ點檢ヲ受ケ物品檢閲委員ノ質問ニ對シ答辯スヘシ

第二十八條　物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認定シタルトキハ簿冊ニ署名捺印スヘシ若故障アリタルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ徵スヘシ

第二十九條　物品檢閲委員其ノ檢閲ヲ終リタルトキハ檢閲上ノ顚末ヲ具シ意見ヲ付シ校長ニ申報スヘシ

第三十條　本細則ニ依ル諸帳簿ノ樣式ハ別ニ之ヲ定ム

備品消耗品區別

凡例

一、備品消耗品ノ區別ハ物品ノ性質ト其ノ用法トニ依リ之ヲ區別ス

二、物品ノ性質ニ關シテハ

（イ）比較的永久ノ使用ニ耐ヘ又ハ其ノ性狀ヲ變スルコトナクシテ其ノ用ヲ爲スモノヲ備品トス

（ロ）毀損シ易ク又ハ其ノ性狀ヲ變シテ其ノ用ヲナシ再度ノ用ニ耐ヘサルモノヲ消耗品トス

三、物品ノ用法ニ關シテハ

（イ）其ノ性質ハ消耗品ニ屬スルモノト雖モ見本陳列品等トシテ保存スヘキモノヲ備品トス

（ロ）其ノ性質ハ備品ニ屬スルモノト雖モ實驗用材料品トシテ使用スヘキモノハ消耗品トス

四、附屬物ハ總テ主物ニ從屬セシメ單獨ニ登記セス

五　非常手配規程

第一章　火災

第一條　校內失火又ハ近火ニシテ延燒ノ虞アル場合之ヲ認メタル者ハ直チニ非常號鐘ヲ以テ報シ退校後及夜間ハ特ニ學寮及事務當直ニ知ラスヘシ

非常號鐘　○—○—○—○—○　連續シテ打ツ

第二條　校內失火ノ際ニハ職員以下現場ニ駈付ケ消火器、水道消火栓、喞筒ヲ使用シテ消火ヲナスヘシ

近火ノ場合ニハ適宜ノ場所ニ喞筒ヲ引出シ或ハ消火栓使用ノ準備ヲナシ防禦ノ用意スヘシ

以上ノ際ハ現場ノ上席者司令トナリ其ノ實施ニ關シテハ概ネ第三條ニ依リ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三條　職員以下退校後第一條ノ場合ニ於ケル處置概ネ左ノ如シ

一、事務當直ハ電話(急使)ヲ以テ市設南消防署及校長各課長ニ急報シ學寮當直ト協力シテ直チニ事ニ當ルヘシ

二、學寮當直ハ號鐘ニ依リテ集合シ來ル者ヲ區署シテ消火器、消火栓、喞筒等ノ使用ヲ適切ナラシメ消火ノ方法ヲ講シ事務當直ト協力シ臨機物品ノ搬出警戒者ノ配置其ノ他必要ノ區署ヲナスヘシ

第四條　學寮閉鎖期間第一條ノ場合ハ事務當直ニ於テ第三條ニ準シ處置スヘシ

第五條　本規程第一章ノ部署ヲ分チテ本部、奉安處係、警戒部、防火部、運搬部トス

前項ノ外時ノ狀況ニ依リ豫備部員ヲ設ク

第六條　係員ノ部屬ニ關シ豫メ定ムルコト左ノ如シ

一、在校上席職員ハ本部ノ司令トナル

二、在校次席職員ハ奉安處係トナル

三、學寮生徒ノ部屬ハ第十四條ノ規定ニ依ル

四、非常警手ハ防火部ニ屬セシム

五、巡視ハ警戒部ニ屬セシム

六、各部配屬ノ上席職員ヲ以テ其ノ部ノ指揮者トス

前項以外諸員ノ部屬ハ緩急ニ應シ臨機司令ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七條　第一條ノ場合ニ於テ在校上席職員ハ應機適當ノ場所ニ本部ヲ開設シ本規程實行ノ責ニ任スヘシ

本部屬員ハ傳令用ノ外本部ヲ離ルルコトヲ得ス

第八條　職員及通學生徒傭員非常信號ヲ聞キタルトキ又ハ急報ニ依リ駈付ケタルトキハ第六條ニ定メラレタルモノノ外直ニ本部ニ參着シ司令ノ區署ヲ受クヘシ

第九條　奉安處係ハ奉安處ニ參集シ附近ヲ警衛スヘシ

第十條　警戒部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、表門及裏門ハ巡視ニテ見張番ヲナシ喞筒、消防夫、警察官、諸官衙職員及平常出入ノモノノ外通門ヲ禁止シ場合ニヨリテハ閉門スヘシ

二、巡視ハ始終校内ヲ巡邏シテ盜賊ヲ戒ムヘシ

三、受付一人以上表門ニ出テ駈付人氏名等ヲ書キ留メ置クヘシ

四、夜中ニ在リテハ表門、裏門、本部、受付、玄關等ニ提灯ヲ點シ其ノ他要所ニ點燈シ又各所入口開扉ノ用意ヲナスヘシ

五、瓦斯口煖爐其ノ他一般火氣ノ存スル所ニハ特ニ警戒ヲ加ヘ必要ト認メタル

モノノ外ハ總テ消滅スヘシ

第十一條　防火部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、水道消火栓所在ニ備付ノ消火具(場合ニ依リ火元ニ遠キ場所分モ合シ)並ニ喞筒ヲ使用シテ消防ニ從事シ又延燒ノ虞アル建物ノ窓ヲ閉チ水ヲ注キ其ノ他飛火ノ移リ易キ場所物品等ニ就キ充分ノ豫防ヲナスヘシ

二、作業器具ヲ用ヒテ通路ノ障碍物ヲ除キ又上席職員ノ指揮ヲ受ケテ廊下其ノ他建物ニ防火上必要ナル破壞作業ヲ施スヘシ

第十二條　運搬部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、運搬用擔架及ズツク袋ヲ持出シ物品ヲ安全ノ場所ニ運搬スヘシ

二、運搬ハ火元最寄ノ場所ヨリ始メ且書類及貴重機械ヲ先ニシ次ニ圖書次ニ器具、雜品ニ及フヘシ

三、搬出シタル物品ハ監視者ヲ附シテ嚴重ニ取締リヲナスヘシ

第十三條　豫備部員手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、救護處ヲ開設シ人命救護ノ事ヲ行フヘシ

二、必要ト認メタル場合ニハ飲食供給ノ手配ヲナスヘシ

三、各部手薄ノ方面ニ應援スヘキ準備ヲ爲シ司令ノ命ニ依リ又ハ各部ノ請求ニ應シ司令ニ屆告シテ之ニ參加スヘシ

第十四條　學寮生徒ハ第五條ノ各部ニ區分シ第九條乃至第十三條ニ依リ動作スヘシ其ノ編成ハ每學年ノ始メニ於テ生徒主事之ヲ定ム

第十五條　各部係員ハ上席職員ノ指揮ニ服從シ協力動作スヘシ

第十六條　危急ノ場合前各條ニ依ルコト能ハサルトキハ係員臨機獨斷專行スヘシ

第十七條　常備非常用具ノ名稱、箇數及備付場處左ノ如シ

名稱	箇數	備付場所
消火栓及消火器具置場	一四ヶ所	位置圖面記入
消火栓及器具	一組	物理教室北入口
同	一組	化學實驗室北東角
同	一組	學寮炊事場東側
同	一組	學寮食堂西側
同	一組	學寮事務室南側
同	一組	講堂東側

名稱	箇數	備付場所
消火栓及器具	一組	表門衞所北側
同	一組	製圖教室東側
同	一組	生徒控所西側
同	一組	生徒控所東側
同	一組	北四番教室北側
同	一組	南寮東南角
同	一組	劍道々場南側

消火栓及器具	一組	學寮浴室西側
消火栓用水管車（ホース吐水管各一個附屬）	一組	表門內西部物置
同（同）	一組	學寮玄關脇
喞筒及附屬品	一	表門內西脇物置
水運車	一	同
運搬車	一	同
梯子	四	表門內西部物置
繩梯子	一	同
鳶口 大	一	同
鳶口 小	二	同
大槌	一	同
大斧	一	同
刺又	一	同
鋸	二	同
運搬用擔架	五	同
高張提灯及附屬品	一三	同
高張提灯及附屬品	六	學寮玄關脇
提灯	二〇	表門內西部物置
同	六	學寮玄關脇
蠟燭 大小	一〇〇	表門內西部物置
同	五〇	學寮玄關脇
マッチ	一箱	表門內西部物置
同	一箱	學寮玄關脇
水運ズック袋	二〇	表門內西部物置
同	一〇	本館小使室東
同	一五	學寮賄處
同	五	門衛所東
運搬用ズック袋	二	庶務課
同	二	教務課
同	二	教官室
同	二	生徒課
同	二	會計課

運搬用ズック袋	一	圖書教官室
同	一	鑛物地質教官室
同	一	動植物教室
同	一	化學教室
同	二	物理教室
同	四	圖書室
運搬用綿布囊	六二	學寮自第一室至第卅一室各室二箇
消火器	一	本館西入口
同	一	同 東入口
同	一	同 階上西上口
同	一	同 東上口
同	二	本館受付
同	六	同 小使室
同	一	北三番教室入口
同	一	製圖教室入口
同	一	動植物教室西入口
消火器	一	化學教室講義室入口
同	一	物理教室講義室入口
同	一	生徒控所
同	一	發電所
同	一	講堂西入口
同	二	生徒圖書閲覽室
同	一	同 事務室
同	一	集會所
同	一	門衛所
同	一	自動車車庫
同	一	劍道々場
同	一	柔道々場
同	一	體操教官室
同	一	學寮玄關
同	二	學寮事務室
同	一	北寮西入口

消火器	一	中寮廊下東止	消火器	一	學寮賄所
同	二	南寮階上西上口一 東上口一	同	一	同入浴場
同	一	中寮階上	同	一	第一病室
同	二	北寮階上西上口一 東上口一	同	一	井戸消火栓ノ位置及瓦斯管閉栓ヲ示ス甲圖 門衛所
同	一	學寮食堂	同	五	乙圖 庶務課、生徒課、學寮事務室、會計課、圖書課各一

前項ノ用具ハ非常ノ場合ノ外使用スヘカラス但シ特ニ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限ニ非ス

第十八條　前條用具ノ整頓ハ庶務課長ノ責任トス

第十九條　毎學期一回若ハ臨時ニ本規程手配ノ演習ヲ爲スヘシ

第二十條　消火器ハ毎年十一月末日迄ニ詰替ヲ爲シ且時々試驗ヲ行ヒ使用ニ差支ナカラシムヘシ

第二章　防　空（省）

六　防疫規程

第一條　學寮生徒中赤痢、腸窒扶斯、パラ窒扶斯、發疹窒扶斯、痘瘡、猩紅熱、實布垤利亞、麻疹、流行性腦脊髓膜炎ノ疑似患者發生シタルトキハ左ノ防疫法ヲ施行ス

一、患者ヲ其ノ寢具、被服、所持品ト共ニ攝生室ニ移スヘシ

二、患者ノ机、椅子、寢所ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ尙戸ノ引手及其ノ周圍ヲ洩レナク同水ヲ以テ拭ヒ椅子ノ布張ナル部分ハ同水ニ浸シタル刷毛ヲ用ヒテ拭擦スヘシ

三、同宿者ハ患者ノ座席寢所ニ遠サカラシメ又患者ノ觸レタルモノニ觸レザムヘカラス

四、食器ハ全部熱湯ニ浸シ消毒セシム若シ浸スコト能ハサルモノハ熱湯ヲ注キタル上之ヲ洗淨シ後乾燥セシムヘシ

食器ノ消毒ハ毎日一回夕食後之ヲ行ハシムヘシ但シ患者使用ノ分ニ限リ毎食後消毒セシムヘシ

五、飲食物並食器類ニ蠅、蚊等傳染病媒介ノ虞アル昆虫ヲ接觸セシメサル設備ヲナスヘシ

六、患者ノ入リタル大便所ノ戸、戸ノ内外ニアル引手、床、四壁、天井及便所、履物ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒ヲナシ大小便壺ハ便ト同量ノ石灰乳ヲ加ヘテ

攪拌シ大便所ハ一時閉鎖スヘシ

七、校醫ハ毎日患者ヲ診察スヘシ

八、攝生室ニハ昇汞水ヲ備ヘ患者及看護人ヲシテ出入毎ニ手指ヲ消毒セシムヘシ

昇汞水ハ毎日交換スヘシ

九、患者用便所ヲ定メ攝生室ニ於ケル如ク消毒設備ヲナスヘシ

一〇、嘔吐物等總テ患者ノ排泄物ハ同量ノ石炭酸水ヲ加ヘテ攪拌シ之ヲ便壺中ニ棄ツヘシ排泄物ニヨリテ汚染シタルモノ亦同シ若棄却シ能ハサルモノアルトキハ石炭酸水ヲ以テ充分ニ拭ヒ消毒スヘシ

一一、看護人ハ成ルヘク始終同一人ヲ以テシ且消毒衣ヲ著セシムヘシ

一二、看護人ノ外患者及患者用物品ニ接觸セシムヘカラス又面會人ハ一定ノ場所以外ニ立入ラシムヘカラス

一三、痲疹、痘瘡、發疹窒扶斯ノ疑似患者發生シタル場合ハ特ニ浴室、洗面所ヲ第二條第十五號、第十六號ニヨリ消毒スヘシ

一四、疑似患者傳染病ト決定シタル場合ハ直ニ入院セシメ第二條ニ依リ消毒ス

ヘシ

第二條　學寮生徒中前條ニ掲ケタル傳染病患者又ハペスト、コレラ疑似患者發生シタルトキハ左ノ防疫ヲ施行ス

一、患者ハ即刻入院セシメ止ムヲ得サル場合ハ一時之ヲ隔離シ區役所及警察署ニ通告スヘシ

二、患者ノ帽、傘、履物、隔離用運搬具其ノ他病毒ニ汚染セル疑アルモノハ內外共石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シタル後一定ノ場所ニ於テ內外面共一時間以上直接日光ニ曝シ一定ノ戸棚中ニ納入スヘシ若當日雨天曇天或ハ强風ノトキハ消毒後一定ノ場所ニ納入シ日光消毒ハ後日ニ讓ルヘシ

患者ノ手ニ觸レタル書籍、筆、紙、墨類其ノ他ノ物品ニシテ石炭酸水又ハ昇汞水消毒ニ堪ヘサルモノ又ハ寢具、被服、枕、布張椅子等病毒內部ニ透浸ノ虞アルモノハ「フオルムアルデヒード瓦斯」ニ依リ消毒シ價値ナキモノハ燒棄スヘシ

三、行李、鞄類ニシテ內容清潔ナルモノハ外面ノミ石炭酸水ヲ以テ消毒シ內容物ハ便宜日光消毒ヲ行フヘシ又書籍、筆、墨、紙類ニシテ發病前ヨリ使用セス清潔ナルモノハ日光消毒ヲナスヘシ

四、患者室ノ戸、戸棚、四壁、天井、床、疊ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ疊ハ更ニ表裏共日光ニ曝スヘシ戸ノ消毒ニツキテハ特ニ引手ノ部分ニ注意スヘシ

五、患者室ニアル椅子、机、本立、机抽斗内其ノ他室内備付物品ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ椅子ノ布張ノ部分ハ同水ニ浸シタル刷毛ヲ用ヒ拭擦スヘシ

六、同室者ノ手指及履物ノ裏面ヲ昇汞水ヲ以テ消毒セシメ他室者トノ交通ヲ避ケシムヘシ

七、食器ハ全部熱湯ニ浸シテ消毒シ熱湯ニ浸シ能ハサルモノハ熱湯ヲ注キ數回洗淨シ乾燥セシムヘシ

食器ノ消毒ハ毎食後之ヲ施行セシムヘシ

患者ト同室者ノ食器ハ他室者ノ分ト區別シ最後ニ消毒洗淨スヘシ

八、患者ノ入院前入リタル食堂ノ床及食堂ニ於テ患者ノ用ヒタル食卓、腰掛ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨スヘシ

九、患者室ヨリ便所ニ至ル廊下及患者ノ交通セル疑アル部分ノ床ニハ石炭酸水ノ噴霧消毒ヲナスヘシ

一〇、便所ハ天井、四壁、床、戸、大小便壺、下駄、手洗鉢等全部石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ

シ戸ノ引手、キン隱シ及其ノ周圍ハ特ニ注意ヲ要ス

大小便壺中ニハ大小便ト同量ノ石灰乳ヲ加ヘテ能ク攪拌スヘシ

小便所流シハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ

一一、便所ノ床、戸ノ引手ノ周圍及下駄ハ毎日石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ患者ノ入リタル大便所ハ消毒後一時閉鎖スヘシ

一二、便所ニハ昇汞水ヲ備ヘ用便後手指ヲ消毒セシムヘシ昇汞水ハ毎日交換スヘシ

一三、便所及患者ノ室ノ戸ノ引手ヲ内外共綿布ニテ包ミ昇汞水又ハ石炭酸水ヲ注キテ常ニ濕潤ナラシムヘシ

一四、便所及患者ノ室ノ入口ニ昇汞水又ハ石炭酸水ヲ以テ濕潤セル雜巾ヲ置キ出入毎ニ履物ノ裏面ヲ消毒セシムヘシ

一五、浴槽ノ内外流シ場及備品一切ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ十分後清水ニテ洗滌シ乾燥セシムヘシ

脫衣室及衣服入棚ハ全部石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒スヘシ

湯水又ハ溝渠ヲ消毒スル必要アル時ハ生石灰ヲ以テ消毒スヘシ

一六、洗面所及洗面器ハ石炭酸水ヲ以テ前號ト同一ノ方法ニ依リ消毒スヘシ

一七、教室ニ於ケル患者ノ机腰掛及患者ノ立入リタル教室ノ戸ノ引手其ノ周圍ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨消毒スヘシ

一八、患者若本館ノ便所ヲ使用シタルコトアラハ第十號第十一號ノ處置ヲナスヘシ

一九、患者ノ用ヒタル兵器武術用具運動用具ハ石炭酸水ニテ消毒シ銃及革類ハ消毒後十分ヲ經テ濕布ニテ拭ヒ手入ヲナシ置クヘシ

二〇、「ペスト」疑似患者發生シタル場合ハ捕鼠器又ハ亞砒酸混入食物ヲ使用シテ鼠ノ撲滅ヲ計ルヘシ

二一、消毒方法ヲ行ヒタル後收集セル塵埃ハ一定ノ場所ニ於テ燒却スヘシ

第三條　本校公認下宿ニ第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ハ警察官吏ト協議ノ上第一條又ハ第二條記載ノ防疫法ヲ準用シ本校監督ノ下ニ之ヲ實行セシム消毒ニ要スル費用ハ營業者ノ負擔トス

第四條　公認下宿以外ヨリ通學スル生徒中第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ニハ警察官吏ト協議ノ上臨機ノ處置ヲナス

第五條　傭人及賄方雇人中又ハ集會所ニ第一條第二條中ノ患者發生ノ場合ハ同條ニ準シテ消毒ヲ行フ但シ賄方及集會所ノ消毒費用ハ當該營業者ノ負擔トス

第六條　職員生徒傭人賄方及集會所關係者ノ家族又ハ同居者ニ第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ハ直ニ屆出シメ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第七條　防疫事務掌理ノ爲メ防疫委員ヲ置ク

防疫委員ハ各課長生徒主事及學校醫トス但シ場合ニ依リ本文ノ外顧問ヲ囑託スルコトアルヘシ

第八條　防疫委員ハ第二條ノ傳染病又ハ「コレラ」「ペスト」校內又ハ公認下宿ニ發生シ又ハ關係地方ニ流行ノ兆アリテ病毒侵入ノ虞アルトキハ本規程ニ依ル防疫ノ處置ヲナスヘシ

第九條　生徒課長ハ防疫委員長トシテ事務ノ整理及其ノ實行ヲ督ス

第十條　傳染病ニ罹リ又ハ罹病者ト同居シ若ハ之ニ接觸セシ職員生徒傭人ノ隔離又ハ昇校停止校舍ノ一部又ハ全部ノ閉鎖傳染病流行地域ヘ職員生徒ノ出入禁止其ノ他防疫上必要ナル處置ハ防疫委員合議ノ上校長ノ決裁ヲ經テ之ヲ施行ス

第十一條　百日咳流行性感冒流行性耳下腺炎風疹水痘肺結核癩病傳染性皮膚病傳

染性眼炎發生ノ場合ハ生徒主事、校醫ト合議ノ上臨機ノ處置ヲナス

第十二條　消毒事務ニ從事スルモノハ消毒ニ先タチ消毒衣ヲ著シ且石炭酸水又ハ昇汞水ニテ浸セル雜巾ヲ踏ミテ履物ノ裏面ヲ消毒スヘシ

第十三條　生徒課ニハ常ニ左記物品ヲ備フヘシ

一、消毒衣　十四(校醫用四、職員用四、小使用六)

二、五％石炭酸水〇・一％昇汞水

三、純石炭酸五ポンド、昇汞水一ポンド、食鹽一ポンド

四、綿紗五包、脫脂綿五包、手拭半ダース

七　校旗取扱方

第一條　校旗ハ本校ヲ代表スル標幟トス

第二條　校旗ハ儀式又ハ校外ニ於テ生徒隊行動ノ場合ニ使用ス

第三條　校旗使用ノ場合ハ其ノ都度校長之ヲ指定ス

第四條　校旗ハ庶務課長之ヲ保管シ旗手之ヲ保護ス

第五條　旗手ハ生徒中身體强健、品行方正、學業成績優等ナル者ヲ選ヒ校長之ヲ命ス

第六條　校旗ハ旗手ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス但シ非常變災ノ場合及其ノ組立ヲ解キ又ハ雨覆ヲ付シタルトキハ此ノ限ニアラス

八　卒業證書書式

印校

氏　　名

高等學校令及高等學校規程ニ依リ本校文(理)科ノ學科ヲ修メ茲ニ其業ヲ卒ヘタリ

因テ之ヲ證ス

年　　月　　日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名印印

九　直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシムモノニ付與スル證明書書式

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ本校文(理)科ノ學科ヲ修メ業ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年　月　日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名圖

校印

氏　名

一〇　禮法及儀式ニ關スル內規

第一條　天皇陛下、皇后陛下、皇太子殿下名古屋御着發ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス但シ名古屋御駐泊中ノ行幸行啓ニ關シテハ此ノ限ニアラス

第二條　天皇陛下、皇后陛下名古屋驛御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス

第三條　皇太子殿下名古屋驛御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス但シ御微行ノ場合ニハ此ノ限ニアラス

第四條　前三條ノ奉迎奉送ハ場合ニ依リ總代ヲ以テ之ヲ行フコトアルヘシ

第五條　冬季、春季、夏季、秋季休業中ハ生徒隊ノ奉迎奉送ヲ略ス

第六條　奉迎奉送ニ關スル禮式ハ昭和十二年文部省訓令第二十七號ニ依ル

第七條　職員生徒單獨ノ敬禮ハ普通ノ作法ニ從フ

第八條　左ノ場合ニハ敬禮ヲ略スコトヲ得

一、校內ニ於テ其ノ日挨拶了リタル再後ヒ出會ヒタル場合

二、圖書閱覽室ニ於テ讀書中

三、校內外ニ於テ作業中ニシテ中止シ難キ場合

四、非常變災ニ際シ禮ヲ行フ遑ナキ場合

第九條　教室ニ於ケル敬禮ハ生徒一齊ニ起立シテ之ヲ行フ

教官生徒ノ禮ヲ受クルトキハ教壇ノ上ニ立チ第十一條第一項ノ敬禮ヲ行フトキハ教壇ヲ下ルヘシ

第十條　生徒ハ授業ノ終始ニ於テ教官ニ對シ敬禮スヘシ

教室內ニ於ケル生徒ノ發言應答ハ起立シテ行フヲ禮トス

第十一條　授業中教室ニ來賓アルトキハ生徒ハ教官ノ指示ニ從ヒ敬禮スヘシ此ノ場合ニハ豫メ教官ニ通達シ又ハ校長之ヲ先導ス

前項以外ノ參觀人ニ對シテハ教官ノミ敬禮ヲ交換ス實驗室製圖室ニ於テハ第一項ノ敬禮ヲ略スルコトヲ得

第十二條　儀式中ノ敬禮ハ指揮者ノ合圖ニ依ル

第十三條　左ノ場合ニハ合圖ヲ待タス直ニ起立シテ姿勢ヲ正スヘシ

一、君ケ代奏樂ノ場合

二、勅語又ハ詔書奉讀ノ場合

第十四條　生徒隊及武裝シタル生徒ノ敬禮ハ陸軍禮式ヲ準用ス

軍旗ニ對シテハ生徒單獨ノ場合ニモ禮ヲ行フヘシ

第十五條　武術ノ稽古及試合並運動競技ヲ爲ス場合ニハ各其ノ道ノ作法ニヨリ敬禮ヲ行フヘシ

第十六條　校內定例ノ儀式ヲ拜賀式、宣誓式、入學式、卒業式、就任式及送別式トス

第十七條　拜賀式ハ天長節、一月一日、紀元節及明治節ニ之ヲ行フ

第十八條　宣誓式及入學式ハ學年ノ初ニ之ヲ行フ

第十九條　卒業式ハ生徒卒業ノ時之ヲ行フ

第二十條　就任式送別式ハ校長又ハ教官ノ新任、轉任、離任、外國留學、外國派遣又ハ歸朝ノ場合ニ之ヲ行フ

第二十一條　拜賀式ニハ御影ヲ奉掲ス

御影奉掲ノ位置ハ向ツテ左ヲ上トス

第二十二條　勅語ハ式場ニ奉置シ謄本ニ就キ奉讀ス

第二十三條　儀式ノ次第ハ其ノ都度之ヲ定ム

一一　勲章授與式例

一、勲章授與式例第五條ニ依ル勲章ハ校長之ヲ授ク

一、前項授與式ニハ庶務課長並職員中同等若ハ同等以上ノ帶勲者一人ヲシテ列席セシム

一二　在學中皆勤者精勤者表彰內規

一、在學中皆出席卒業者ヲ皆勤者トシテ卒業ノ際表彰ス

二、在學中缺席、缺課、遲刻ノ極メテ少キ卒業者ヲ精勤者トシテ卒業ノ際表彰ス

表彰書式（略）

第十職員

校長　法學士　伊藤仁吉　福島

名譽教授

理學士　柏木好三郎　東京

文學士　小松原隆二　岡山

修身科

主任、修身　教授兼生徒主事文學士　井森陸平　岐阜

修身　教授兼生徒主事文學士　近藤康信　愛知

第一文學科

主任、哲學概說、論理　教授文學士　佐竹哲雄　東京

法制、經濟　生徒主事兼教授法學士　南藤八郎　愛知

歷史　教授文學士　佐々木隆美　岐阜

心理　教授文學士　阿部芳甫　山口

歷史、地理　教授文學士　水川温二　岡山

法制、經濟　講師法學士　岩野一稔　長崎

第二文學科

主任、國語　教授文學士　小室由三　山形

漢文　教授兼生徒主事文學士　近藤康信　前出

漢文　教授文學士　常盤井實十三　重

國語　教授文學士　金子武雄　新潟

國語、漢文　講師　伊藤加七　愛知

第一語學科

主任、英語　教授文學士　岡部次郎　愛知

英語　教授文學士　野崎勝太郎　滋賀

同　教授文學士　若林秀三　愛知

同　教授文學士　今川憲次　神奈川

同　教授文學士　佐瀨順夫　東京

同　傭外國人教師　レギノルドスタッド　英國

同（應召中）　講師文學士　佐藤一夫　愛知

第二語學科

主任、獨語　教授文學士　鼓常良　廣島
獨語　教授　江上敏三　三重
同　教授文學士　藤本直秀　兵庫
同　教授文學士　房內幸成　鹿兒島
同　教授文學士　伊藤武雄　大阪
同　備外國人教師　ドクトル　デルフイロソフイ　ラインホルド　獨國
同　講師文學士　增田甚治郎　三重

第一理學科

主任、物理　教授理學士　林守一　福井
數學　教授理學士　近藤鉦太郎　愛知
化學　教授理學士　河合萬龜雄　愛知
化學、自然科學　教授理學士　芝崎陸奧夫　群馬
數學　教授兼生徒主事理學士　中西榮作　岐阜

物理　教授理學士　服部學順　愛知
數學、物理、自然科學　教授理學士　水野義男　愛知
數學　教授理學士　津田一夫　岡山
數學　教授理學士　栗田稔　靜岡

第二理學科

主任、植物、自然科學　教授理學士　高嶺昇　東京
動物、自然科學　教授理學士　河野卯三郎　神奈川
鑛物及地質、自然科學　教授理學士　正田篤五郎　東京

第三理學科

圖書　講師　原田隆諦　新潟
主任、圖書　講師　溝口好忠　愛知

體操科

主任、體操　配屬將校　陸軍步兵大佐　平柳源吾　千葉
體操　助教授兼生徒主事補　杉山喬夫　山口

體操	生徒主事補兼助教授	伊藤桑三郎 愛知
同	講師陸軍歩兵中尉	扇野竹次 大阪
同（應召中）	講師陸軍歩兵中尉	中平政雄 長野
同（應召中）	講師陸軍歩兵少尉	加藤明 愛知
同（應召中）	講師陸軍歩兵准尉	岩本茂 愛知
同（應召中）	講師陸軍歩兵准尉	遠山鈴吉 愛知
同	講師陸軍砲兵准尉	水野金重 愛知
同	講師陸軍歩兵准尉	清水康 愛知
柔道師範		岡野好太郎 香川
劍道師範		丹羽木太郎 岡山
同		足立純三 茨城
弓道師範		谷口波三郎 愛知

評議員

教授 岡部次郎
教授 林守一

學級主任

文科三年甲一學級主任	教授 鼓常良	
文科三年甲二學級主任	教授 小室由三	
	生徒主事兼教授	南藤八郎
文科三年乙學級主任	教授 野崎勝太郎	
理科三年甲一學級主任	教授 若林秀三	
理科三年甲二學級主任	教授 若林秀三	
理科三年甲三學級主任	教授 小室由三	
理科三年乙學級主任	教授 鼓常良	
文科二年甲一學級主任	教授 河合萬龜雄	
	教授 水野義男	
	教授兼生徒主事	中西榮作
	教授	服部學順
	教授兼生徒主事	近藤康信

文科二年甲二學級主任　教授　金子武雄
文科二年乙學級主任　教授　水川溫二
理科二年甲一學級主任　教授　近藤鉦太郎
理科二年甲二學級主任　教授　芝崎陸奥夫
理科二年甲三學級主任　教授　高嶺昇
理科二年乙學級主任　教授　藤本直秀
文科一年甲一學級主任　教授　野崎勝太郎
文科一年甲二學級主任　教授　栗田稔
文科一年乙學級主任　教授　佐々木隆美
理科一年甲一學級主任　教授　伊藤武雄
理科一年甲二學級主任　教授　津田一夫
理科一年甲三學級主任　教授　河野卯三郎
理科一年乙學級主任　教授　江上敏

生徒課

課長　生徒主事兼教授　南藤八郎　前出
教授兼生徒主事　中西榮作　前出
教授兼生徒主事、井森陸平　前出
教授兼生徒主事　近藤康信　前出
助教授兼生徒主事補　杉山喬夫　前出
生徒主事補兼助教授　伊藤条三郎　前出
講師　扇野竹次　前出
講師（應召中）　中平政雄　前出
講師（應召中）　加藤明　前出
講師（應召中）　岩本茂　前出
講師（應召中）　遠山鈴吉　前出
講師　水野金重　前出
講師　清水康　前出
雇　淺見劒藏　愛知

教務課

課長　授　林　守一　前出

書記　森島市衛　愛知

書記　岡田三弘　愛知

講師補助　石川市郎　愛知

化學教室勤務　黒田義幸　愛知

圖書教室、鑛物地質教室勤務　福島善一　愛知

物理教室勤務　鎌田光一　愛知

植物動物教室勤務　細野隆司　岐阜

植物動物教室勤務　田中定一　愛知

圖書課

課長　授　野崎勝太郎　前出

書記　磯部三郎　愛知

書記　宇佐美留吉　愛知

中村元夫　愛知

庶務課

課長　授　林　秀三　前出

書記　高橋政一　岐阜

書記　都島忠三　愛知

書記　石川澄子　愛知

會計課

主任　書記　福島増雄　愛知

書記　出口周太郎　三重

書記　近藤信一　愛知

書記　高取一之助　愛知

書記　石垣日出子　愛知

衛生顧問　醫學博士　岡田清三郎　東京

學校醫　醫學士　兒島豐一　愛知

第十一　生徒

（昭和十五年五月一日現在）

一　生徒氏名

（五十音順）

第三學年

文科甲一　（二四人）

津　天野善輔（三重）　愛知第一　木村四郎（愛知）　岐阜則竹博（岐阜）
岐阜　安藤清（岐阜）　明倫　佐藤定三（大分）　愛知第一　服部庸吉（愛知）
東海　伊藤武（愛知）　田邊阪井幹生（和歌山）　麻布　別府重鵬（山口）
大泊　稲澤智多夫（宮崎）　彦根　杉原眞一（滋賀）　愛知第一　堀敏雄（愛知）
岐阜　浦島重郎（北海道）　愛知第一　鈴木重幹（愛知）　明倫　宮木邦藏（三重）
東京第九　大島國憲（栃木）　岐阜　武山勝美（岐阜）　甲府　宮澤邦夫（山梨）
熱田　加藤正博（愛知）　刈谷　都築哲郎（愛知）　大垣　八島行康（廣島）
横濱第一　金子康（神奈川）　東海　中村博（愛知）　岐阜　山田計一（岐阜）

文科甲二　（二四人）

第一神戸　天野房之助（兵庫）　津　宇佐美泰輔（三重）　津　小田義重（三重）
甲府　石原孝一（山梨）　豊橋　氏原正治郎（愛知）　愛知第一　大野一雄（愛知）

浮羽　大羽三郎（愛知）　甲府　中村肇（山梨）　勝所　綱野太郎（群馬）
明倫　梶原正雄（岐阜）　愛知第一　西野八州雄（石川）　愛知第一　三國一朗（福井）
明倫　川口治（東京）　日川　萩原清（山梨）　濱松第一　三代秀雄（靜岡）
岐阜　熊田爲道（岐阜）　愛知第一　阪野正明（愛知）　濱松第二　山崎邦彦（靜岡）
愛知第一　後藤重郎（愛知）　甲府　藤波國雄（山梨）　酒田　山田俊彦（岐阜）
愛知第一　佐原亨（愛知）　愛知第一　藤本勇（奈良）　愛知第一　若林喬夫（愛知）

文科乙　（二八人）

熱田　伊藤善吉（愛知）　東京第四　坂生達（三重）　岡崎　松野尾潮音（愛知）
愛知第一　石川泰平（愛知）　明倫　高橋輝雄（岐阜）　伊那村　上俊彦（長野）
愛知第一　石田茂（愛知）　豊橋　高藤充（愛知）　日本大學　村橋友右衛門（東京）
愛知第一　大竹秀男（滋賀）　愛知第一　中條瓦次（愛知）　甲府　柳澤清（山梨）
愛知第一　大森茂（愛知）　岐阜　都竹吉郎（岐阜）　愛知第一　山田謙一（愛知）
新義州公立　大森昇一郎（埼玉）　豊橋第二　豊田倚（愛知）　廣島第一　山田道衛（廣島）
明倫　岡本太郎（和歌山）　東京第六　中村達（三重）　和歌山　山本文彦（和歌山）
青山學院　加藤泰守（愛知）　愛知第一　布目潮渢（愛知）　木曾　吉田三郎（長野）
大連第二　川上達雄（新潟）　第二東京市立　久村因（滋賀）
德島　齋藤圭（德島）　熱田　平松貞幸（愛知）

理科甲一　（三二人）

豐橋荒木義男（靜岡）　東京第五近藤正直（神奈川）　嘉那荷口康一郎（岐阜）
富田伊藤義一（三重）　桑名後藤三男（三重）　津羽田幸夫（三重）
津伊藤眞彦（三重）　甲府清水廣太郎（岐阜）　高津林敏郎（大阪）
熱田伊藤幹司（愛知）　東京第四電光胖（東京）　沼津久松敬弘（茨城）
愛知第一浦上昭久（岡山）　豐橋田中太平（愛知）　横濱第一不二門章（三重）
明倫加藤正（愛知）　第一神戸高木敬三（岡山）　東京第四御園生光郎（山口）
愛知第一蟹江邦雄（愛知）　豐橋第二高柳重敏（愛知）　奈良瓦森本實一（京都）
明倫木村雅男（愛知）　惟信津村勳（和歌山）　愛知第一柳ヶ瀬正彦（岐阜）
津北川欣一（北海道）　横濱第一塚本胖（茨城）　愛知山本積（愛知）
明倫小杉肇（愛知）　第一東京市立中野泰治（神奈川）　熱田和住宏（石川）
奉天第一郡昭一郎（三重）　愛知第一成田富雄（愛知）

理科甲二（三三人）

横濱第一伊藤護輔（千葉）　第二東京市立岡本英夫（東京）　豐浦佐藤廉（山口）
熱田伊藤富雄（愛知）　愛知第一加藤憲三（愛知）　明倫島田良巳（三重）
愛知第一伊藤之三（愛知）　熱田金田克巳（愛知）　西尾杉浦愼三（愛知）
愛知第一犬飼鈔三（愛知）　東京第一岸龍男（東京）　豐橋鈴木義久（愛知）
千葉大河内健吉（千葉）　津倉田清量（三重）　愛知第一俵英一（石川）
大連第一大島仁（東京）　第三神戸近藤榮男（兵庫）　熱田大龜良夫（愛知）
熱田大矢劵一（愛知）　岐阜後藤三郎（岐阜）　愛知塚本孝（東京）

明倫寺尾一之（愛知）　佐伯野々下金（東京）　愛知第一深川正行（高知）
津仲野武英（三重）　愛知第一早川廣（愛知）　熱田間島博（千葉）
東京第四中村幹夫（千葉）　明倫日比野勳（愛知）　湘南松本勝周（神奈川）
北野野口篤郎（福岡）　愛知第一府錄日出久（富山）　愛知第一山田英作（愛知）

理科甲三（三四人）

愛知第一淺野元一（愛知）　豐橋木本長叔（愛知）　豐橋豐田洋一（愛知）
愛知第一伊藤一夫（京都）　明倫小出良金（愛知）　第二東京市立橋本公久（石川）
愛知第一伊藤敬次郎（長野）　五條島本宗祐（奈良）　京城公立牛谷達哉（愛知）
愛知第一伊藤健也（愛知）　耐久神人三代治（和歌山）　東京第四廣川浩（廣島）
西尾石川了一（愛知）　明倫神保愼（愛知）　岐阜前田清（愛知）
熱田稻垣利隆（愛知）　吳第一鋤柄忠勝（愛知）　桑名水谷清作（三重）
東京高師附屬植木茂夫（新潟）　牛田關四郎（愛知）　五條森本淺一（奈良）
東京第五牛島宥（福岡）　愛知第一館野壽秀（愛知）　愛知第一山下榮一（兵庫）
愛知第一浦上太郎（岡山）　熱田館野眞（愛知）　豐橋山本孜（愛知）
愛知第一小川和彥（愛知）　住吉谷內省三（大阪）　岡崎山本田力也（愛知）
歌訪小澤達三（山梨）　一宮土川秀則（愛知）
麻布川田貼之（東京）　牛田富永忠人（愛知）

理科乙（二五人）

岐阜　安藤善司（岐阜）
愛知第一　飯沼晃（三重）
茨木　井上雅睦（兵庫）
岐阜　宇佐美弘（岐阜）
一宮　川松重信（愛知）
愛知第一　佐藤紀（愛知）
岐阜第二　齋藤泰弘（大阪）
愛知第一　芝原錄一（京都）
富田　高橋重明（三重）
愛知第一　種村正（三重）
富田　掘本亮（三重）
愛知第一　東郷元（鹿兒島）
愛知第一　鳥居有人（愛知）
愛知第一　中野直（愛知）
熱田　野村一郎（愛知）
京城公立　早野二郎（岐阜）
明倫　松波文之助（岐阜）
愛知第一　松山眞遇（愛知）

第二學年

文科甲一（三八人）

熱田　青山輝彦（愛知）
芝　赤松正也（東京）
明倫　井倉和也（三重）
東京第三　石井貞修（東京）
商業　宮勝山卓雄（愛知）
一　宮　熊田正德（岐阜）
東京第五　桑田恭郎（鳥取）
横松第一　桑原實（靜岡）
愛知第一　近藤光男（京都）
西尾　齋藤登茂雄（愛知）
明倫　清水長（石川）
東京第一　菅沼惠一郎（愛知）
熱田　鈴木美嶺（東京）
舞鶴　千原達郎（京都）
愛知第一　村瀨茂彥（愛知）
愛知第一　村瀨善治（愛知）
愛知第一　村瀨守男（愛知）
愛知第一　山田孝彥（愛知）
横濱第一　若林敬一（山梨）
津　若林利重（三重）
宇治山田　渡邊茂（三重）
京北　豐秀夫（東京）
海津　丹羽鉦尙（岐阜）
柏原　西山敬次郎（兵庫）
津　山橋本淳（岡山）
津　八太正也（三重）
明倫　濱本淳（愛知）
明倫　樋口芳麿（愛知）

熱田　藤田瓦明（東京）
愛知第一　給橋西介（愛知）
愛知第一　堀田信也（愛知）
宇治山田　堀口信一（三重）
神戸　前田鎭夫（三重）
津　牧野昌一（新潟）
愛知第一　松浦秀治（愛知）
一宮　村瀨賢一（愛知）
熱田　森田太（愛知）
愛知第一　諸角壽友（石川）
熱田　山口和夫（愛知）
津　山下道生（三重）
熱田　山田義光（愛知）
津　米野喜一（三重）
小樽　米谷義雄（愛知）
津島　若山國男（愛知）
尼崎　鷲尾剛一（兵庫）
京都第一　青山哲也（東京）
岐阜　淺井秀雄（岐阜）
豐橋　荒木伸（愛知）
海草　安野步（和歌山）
愛知第一　石橋安之（愛知）
東京第一商業　植木直（高知）
東京第四　大野功（愛知）
東京第五　岡本吉郎（東京）
明倫　鎌田好夫（岩手）
名古屋　木全正文（愛知）
濱松第一　熊澤博一（岐阜）
愛知第一　倉田一（三重）
安下庄　近藤治彥（山口）
明倫　佐藤俱市（愛知）
舞鶴　迫田弘（京都）
富田　清水成之（三重）
愛知第一　島田治雄（山梨）
小牧　鈴木茂雄（愛知）
熱田　鈴木實（鳥取）
津　田中俊一（三重）
尼崎　竹村隆介（愛知）
津島　立松彰（愛知）
愛知第一　丹下滋三（愛知）
津　手塚瓦美（龜井）
大垣　中島健一（岐阜）
一宮　野村茂甫（愛知）
熱田　長谷恭男（石川）
岐阜　松浦匡二（岐阜）
桑名　水谷圭三（三重）
森田　明（三重）
津　田矢野守（愛知）
熱田　矢橋秀夫（東京）
愛知第一　山田光緣（愛知）
東海　山本秀夫（靜岡）
濱松第一　湯木秀太郎（愛知）
熱田　故傳吉村弘（奈良）

文科甲二（三九人）

眞岡米津五郎（樺太）　愛知第一若尾宏（愛知）　愛知第一渡邊博（愛知）

文科乙（四一人）

東京高師附屬井口孝文（滋賀）　刈谷畔柳芳郎（愛知）　今市千田秀夫（青森）
愛知第一井上猛夫（兵庫）　愛知第一後藤卓爾（愛知）　徹訪土橋岩雄（長野）
徹訪伊藤麟太朗（長野）　青山學院佐藤一郎（東京）　明倫富井和夫（奈良）
愛知第一石川塊輔（愛知）　愛知第一佐分正雄（愛知）　熱田中西幸彦（愛知）
甲府磯部正泰（山梨）　愛知第一齋藤久康（愛知）　明倫中野啓子（愛知）
小牧稻葉至成（愛知）　岡崎澤登定敎（山梨）　明倫夏目仲次（愛知）
大連第一內田浩（岐阜）　熱田清水巖（兵庫）　明倫長谷川伴夫（愛知）
愛知第一小笹繁（三重）　東京第九宍戸徹（山形）　名古屋商業早川武夫（愛知）
本巢小里文夫（岐阜）　愛知第一鈴木毅（愛知）　津原田一英（福岡）
愛知第一折橋昌作（愛知）　天王寺鈴木弘一（三重）　福岡宗岡弘（福岡）
松本金井祐（長野）　田邊田中大吉（和歌山）　三田森本浩文（兵庫）
熱田上平輝夫（長野）　東海高橋敏雄（新潟）　徹訪山田晶（長野）
明倫木村篤治（愛知）　愛知第一瀧時夫（愛知）　小樽渡邊宏（北海道）
岡崎黑柳春夫（愛知）　臨濟學院竹市義弘（愛知）

理科甲一（三八人）

東京第四安達謙（東京）　愛知第一淺井政逸（愛知）　新京五十嵐哲夫（東京）

新宮生駒駿一（和歌山）　愛知第一角谷孝（愛知）　明倫堀卓也（岐阜）
愛知第一石井謙一郎（岡山）　明倫高木昇（愛知）　木曾增田光男（福井）
刈谷石川傳二（愛知）　明倫高橋淳二（大阪）　熱田松原忠世（岐阜）
豐橋今西功（岐阜）　本巢立木正泰（岐阜）　第二東京市立水野周造（愛知）
岐阜入江敏博（岐阜）　東京第二雛波次郎（兵庫）　徹訪宮坂善四郎（長野）
熱田大澤文夫（岐阜）　東海布川博（秋田）　高知城東村上健吉（福岡）
愛知第一岡田勉（愛知）　明倫野津久重（東京）　東京第四持田茂（栃木）
愛知第一寬弘（愛知）　湘南服部正（愛知）　伊丹山內俊夫（大分）
濱松第一小島福吉（靜岡）　熱田早川道堂（愛知）　岐阜山田和郎（岐阜）
明倫佐藤一郎（三重）　明倫原徹（愛知）　福井山本俊一（神奈川）
愛知第一齋藤弘太郎（愛知）　明倫日比野章（愛知）　愛知第一吉橋三七郎（愛知）
大垣下野善雄（岐阜）　岐阜福富斌夫（岐阜）

理科甲二（三七人）

名古屋青木幸一郎（岐阜）　惠那市川久夫（岐阜）　熱田太田武（和歌山）
福井淺井健次郎（福井）　東京第二宇塚範吉（栃木）　濱松第一加藤三郎（靜岡）
西條荒川武二（愛知）　大連第一江副勝（佐賀）　岐阜金谷弘文（岐阜）
愛知第一伊藤達夫（愛知）　東京第二江淵勝也（東京）　一宮川合專藏（愛知）
愛知第一伊藤等（愛知）　名古屋小川登志夫（愛知）　岡崎川合保治（愛知）
豐原池田英一（樺太）　東京第四小澤勝（東京）　東京第四久木田茂（東京）

大連第一郡　道夫（三重）
愛知第一　後藤　章（愛知）
明　倫　佐藤保逸（愛知）
牛　田　榊原健二（愛知）
一　宮　高木　章（愛知）
愛知第一　辻野隆夫（山口）
愛知第一　富澤節夫（愛知）

明倫富山春光（東京）
一宮林　悅雄（愛知）
岐阜福岡秀夫（岐阜）
愛知第一堀尾忠雄（愛知）
明倫南野　巖（愛知）
甲府室井新一郎（山梨）
飯田本島健次（長野）

理科甲三　（三七人）

愛知第一　赤尾保男（愛知）
愛知第一　伊藤文夫（愛知）
刈谷井野　正（愛知）
登山公立　井上慶一（茨城）
前一橋　石原弘明（群馬）
東京第八　磯村良藏（東京）
明倫今村三郎（愛知）
東濃岩井浩一（岐阜）
東京第七　宇田川包房（東京）
神戸榎木　登（三重）
熱田小野　公（大分）

愛知第一　大須賀眞一（福島）
北野岡林英雄（高知）
富田加藤　繁（三重）
富田川喜田孝太郎（三重）
和歌山小西彦市（和歌山）
濱松第一坂口　弘（靜岡）
岐倭島　廣一（奈良）
東京第九田口光雄（東京）
熱田多田悅郎（新潟）
宮津高田　榮（京都）
郡山辰巳清泰（奈良）

熱田塚本一郎（愛知）
京都第二土平一義（愛知）
愛知第一土屋和夫（愛知）
熱田早川勝巳（愛知）
愛知第一林　巖（愛知）
熱田福井良久（愛知）
明倫堀亮三（三重）
横濱第一本多波雄（愛知）
岐阜三倉四郎（岐阜）
岐阜第二三輪卓（岐阜）
濱松第一村尾覺（靜岡）

愛知第一盛田昭夫（愛知）
富田山本有三（三重）
京都第一横田收（京都）
東京第五若原　堯（岐阜）
宇治山田渡邊重美（三重）

明倫森　一正（岐阜）
愛知第一山田四郎（愛知）

桑名山本重興（愛知）
豐橋山本輝生（愛知）

理科乙　（三九人）

巢鴨宇田川銈久（東京）
東海上岡和夫（三重）
熱田梅村清彦（愛知）
愛知第一江崎治夫（岐阜）
奈良尾田義治（奈良）
愛知第一大津賀信（愛知）
奈良奥本義禮（奈良）
愛知第一加藤宏三（愛知）
熱田加藤隆平（愛知）
濱松第一川合常靈（靜岡）
東京高師附屬柏木正雄（神奈川）
熱田金子好宏（靜岡）
明倫桐原朝夫（大阪）

愛知第一久野富三（愛知）
麻布小池和夫（東京）
嬉那小原三也（長野）
京都第一國府丈夫（三重）
東京第五佐々　勤（東京）
愛知第一澤　治生（岐阜）
明倫柴橋一雄（山形）
千葉白鳥高行（千葉）
土佐須賀正十郎（高知）
東京第一須藤靖爾（東京）
明倫杉山和生（愛知）
愛知第一鈴木武夫（愛知）
岐阜關谷　淳（岐阜）

沼津谷　敬一（東京）
住吉中村啓三（大阪）
明倫長尾俊雄（愛知）
東京第八西原正喜（東京）
松江正田義太郎（愛知）
岐阜水口一德（岐阜）
八日市村地俊二（滋賀）
北野守屋尚二（廣島）
明倫湯淺峻治（愛知）
愛知第一横井　晉（愛知）
愛知第一吉田清貫（愛知）
熱田吉田恒雄（愛知）
愛知第一鷲野英夫（愛知）

第一學年

文科甲一　（四〇人）

愛知第一 有馬 敏（大阪）
濱松第一 安間健三（靜岡）
明倫 飯島眞之（愛知）
津 島伊藤義澄（愛知）
明倫 池田安彦（愛知）
西尾 石川憲朗（愛知）
東京開成 板津由基郷（岐阜）
東京開成 入江太郎（福島）
津 上野恭一（三重）
愛知第一 内田忠夫（三重）
津 岡村初博（三重）
第三神戸 片倉淳（靜岡）
岡崎 久世宗一（愛知）
明倫 栗林健（奈良）

東海 小池澄（愛知）
一宮 近藤康（愛知）
明倫 佐治良三（愛知）
岐阜 酒井謙太郎（岐阜）
舞鶴 四方廣治（京都）
愛知第一 柴田薫（愛知）
成章 杉原芳夫（愛知）
愛知第一 竹田晴夫（福岡）
畝傍 辻文雄（大阪）
愛知第一 辻下文雄（岐阜）
愛知第一 外村吉夫（滋賀）
愛知第一 刈谷戸田勇雄（愛知）
名古屋 内木武彦（愛知）
明倫 中村安孝（愛知）

明倫 永田虎之助（愛知）
新宮東 正（三重）
住吉 平瀬和正（大阪）
岐阜平野 闊（岐阜）
甲府深野浩太（山口）
津 別府清一郎（三重）
愛知第一 前田善三（愛知）
名古屋 松本照一（愛知）
愛知第一 宮木康夫（愛知）
愛知第一 宮地周藏（愛知）
愛知第一 山田鎌一（愛知）
東京高師附屬 吉村哲朗（東京）

文科甲二（四〇人）

東海 阿利莫二（千葉）
岡崎 安藤康政（愛知）
明倫 石原明（愛知）
富田 内田清文（三重）

濱松第一 小野恭平（靜岡）
熱田 小原宜昭（愛知）
豊橋 大木俊夫（愛知）
浦和 大野宗次朗（東京）

愛知第一 岡田英雄（愛知）
熱田 奥田一憲（愛知）
大垣 片桐信（岐阜）
九段 河合利文（岐阜）

明倫 河島庸也（福岡）
愛知第一 川原田道（三重）
岐阜 近藤金衛（岐阜）
岡崎 近藤東一（愛知）
今宮 佐伯繁雄（東京）
明倫 酒井忠之（愛知）
岐阜第二 澤邊守（岐阜）
富田 清水富生（三重）
新京 鴻川二郎（三重）
岐阜 田口達雄（岐阜）

熱田 高木茂（愛知）
大垣 高田茂（岐阜）
愛知 張爽熙（朝鮮）
大垣 坪内次郎（岐阜）
熱田 富田一貫（愛知）
斐太 内木晉（岐阜）
富田 丹羽懋（三重）
熱田 田平松福三（愛知）
東海 廣岩茂彦（愛知）
明倫 不破忠城（愛知）

愛知第一 藤川道夫（愛知）
愛知第一 藤崎敏男（愛知）
濱松第一 間淵直三（靜岡）
愛知第一 松井一（靜岡）
岡崎 森 綱郎（愛知）
熱田 森田洋（京都）
津 若林禧夫（三重）
岐阜 渡邊倉三（岐阜）

文科乙（四〇人）

明倫 淺野鎭雄（愛知）
富田 味香實（三重）
愛知第一 天野榮夫（愛知）
愛知第一 伊藤憲一（愛知）
東海 伊藤武彦（愛知）
富田 伊藤正史（愛知）
愛知第一 伊藤晴雄（愛知）
惠那 伊藤保郎（岐阜）

豊橋第二 小倉志祥（愛知）
岡崎 小野敏夫（愛知）
愛知第一 大野英二（愛知）
愛知第一 金古恒雄（福島）
東海 秦松武雄（愛知）
小牧 木戸孝文（愛知）
明倫 久保田直之（福岡）
愛知第一 紅村武（愛知）

岡崎 近藤四郎（愛知）
愛知第一 後藤甫（愛知）
桑名 佐藤明（三重）
桑名 佐藤三千雄（三重）
西尾 杉浦司郎（愛知）
東京第四 杉田裕（東京）
岐阜 杉山克彦（岐阜）
岐阜 田口潤平（岐阜）

明倫高丘善雄（愛知）
北野高橋高（長野）
豊橋野村弘司（愛知）
甲府原口鴻（鹿兒島）
熱田氷室嘉（愛知）
愛知第一廣瀬弘（愛知）

理科甲一（四〇人）

愛知第一荒木修（愛知）
豊橋伊藤幸平（愛知）
愛知第一伊藤宏（愛知）
東海井戸田司（愛知）
愛知第一石井旭（岡山）
靜岡磯貝信（東京）
東京第二内野俊治（東京）
明倫江口金滿（愛知）
豊橋第二小澤永憲（愛知）
愛知第一織田近（福井）
津尾鍋文二（三重）
愛知第一大塚本夫（埼玉）

甲府深澤昇（山梨）
岡崎太田實信（愛知）
愛知第一南川豊（愛知）
諏訪宮坂安彦（長野）
愛知第一武藤正夫（愛知）
本巣村瀬太郎（岐阜）

豊橋河合程一（愛知）
熱田佐藤正三（愛知）
靜岡齋藤喜彦（京都）
濱松第一櫻木健一（靜岡）
北野澤田昌一（愛知）
茨木杉山博（靜岡）
長野鈴木照彦（愛知）
豊橋鐸木康孝（愛知）
嘉那千藤清志（岐阜）
明倫曾我照男（愛知）
熱田高田綠（愛知）
愛知第一瀧川昌彦（愛知）

熱田山田忠彦（三重）
宇田吉田實（福岡）
唐津吉村耕（佐賀）
愛知第一鷲野和夫（愛知）

濱松第一竹山秀彦（靜岡）
愛知第一西塚泰章（三重）
岡崎野澤保（愛知）
愛知第一林淳一（愛知）
一宮平林得三郎（愛知）
大洲深田眞一（愛媛）
福井福井正隆（愛知）
小牧舟橋榮一（愛知）
横須賀眞砂喜伴（廣島）
富田前田豊生（廣島）
諏訪增澤讓太郎（長野）
愛知第一水野勝義（愛知）

愛知第一湯地輝雄（愛知）
明倫米田正彦（愛知）

理科甲二（四〇人）

明倫足立一雄（千葉）
熱田伊藤定昌（愛知）
愛知第一伊藤通弘（東京）
熱田池上正（長野）
横濱第二石川穎一（東京）
熱田江口博之（愛知）
佐伯小野三郎（大分）
明倫太田千壽男（三重）
東京第四大野嶺雄（東京）
臺北第一加藤一良（愛知）
熱田飼沼芳郎（愛知）
愛知第一鏡淵憲一郎（愛知）
前橋金子光夫（埼玉）
大垣秀郁雄（岐阜）

明倫和田嘉彌（廣島）
愛知第一渡邊秀一（愛知）

愛知第一河田幸三（愛知）
五條喜多勳（奈良）
愛知木村貞夫（愛知）
大垣桐山幸夫（岐阜）
愛知第一黑川文男（愛知）
本巣小島正良（愛知）
奈良駒田眞澄（奈良）
明倫近藤正義（愛知）
熱田坂田久之（山口）
四日市鈴木啓三（三重）
商業鈴木雄二（愛知）
熱田武山正（岐阜）
岐阜武山正（岐阜）
明倫棚橋宏（岐阜）
愛知第一柄本博至（廣島）

愛知第一中村昌保（愛知）
東京第四入戸野康彦（愛知）
北野平田政七（大阪）
東京第四服部秀夫（愛知）
愛知第一藤井純（廣島）
新宮藤本良次（和歌山）
明倫三尾愼（愛知）
元山公立水野幸雄（愛知）
京都第一澤口芳郎（京都）
名古屋宮崎論吉（長野）
熱田山本敏男（滋賀）
愛知第一米田啓一（愛知）

理科甲三（四〇人）

愛知第一　相原　守（東京）
岐阜第二　天野　貼輔（大阪）
愛知第一　井改　實（愛知）
明倫　伊藤　慧倍（愛知）
東海　伊東　基夫（愛知）
愛知第一　飯田　達郎（愛知）
愛知第一　石田　正夫（愛知）
愛知第一　太田　壽（愛知）
愛知　岡野　健之助（滋賀）
天王寺落合　圭次（山梨）
岐阜　金竹　哲也（東京）
明倫　鎌田　哲夫（岩手）
岐阜　河合　克美（岐阜）
明倫　菊谷　繁光（愛知）

熱田　清野　浩（長野）
愛知第一　久保川　秀二（愛知）
愛知第一　黑田　喜久三（三重）
濱松第一　小島　英幸（岐阜）
大連　清水　和之（山形）
愛知第一　杉山　孝（大阪）
明倫　鈴木　泉（愛知）
愛知第一　鈴木　平八郎（愛知）
愛知第一　田嶋　太郎（滋賀）
愛知第一　高田　善信（愛知）
第一神戸　竹内　啓造（愛知）
明倫　寺澤　隆（愛知）
愛知第一　寺島　英生（愛知）
愛知第一　中尾　一宗（愛知）

横須賀　西村　健一（愛媛）
濱松第一　西本　奎一（石川）
五條表　野　篤（奈良）
東京第四　藤井　宏（愛知）
愛知第一　藤川　時男（愛知）
熱田　船橋　興一（愛知）
熱田　水野　勝巳（福岡）
熱田　武藤　一吉（愛知）
沼津　森田　章（靜岡）
愛知第一　山寺　秀雄（愛知）
名古屋商業　横井　平三（愛知）
愛知第一　吉田　光邦（愛知）

理科乙（四〇人）

愛知第一　淺野　良一（愛知）
愛知第一　生駒　忠彦（愛知）
尾張　井上　裕正（岐阜）
濱松第一　伊東　正夫（靜岡）

愛知第一　伊藤　隆（三重）
津　伊藤　洋平（三重）
福井　礒見　博（福井）
岡崎　岩城　榮一（愛知）

日大　宇佐美　正暢（愛媛）
大阪中　小原　富重郎（奈良）
畝傍　奥田　赳（愛知）
愛知第一　三重工業　鍛冶　健司（大阪）

嘉　那加藤　正之（岐阜）
岐阜　香取　良藏（大阪）
東京第二　金澤　夏樹（秋田）
明倫　鎌田　多門（愛知）
熱田　河邊　國善（滋賀）
一宮　河村　由信（山口）
臺北第二　簡　潤　植（臺灣）
愛知第一　黑田　文次（愛知）
岡崎　小山　金男（愛知）
濱松第一　鈴木　光治（愛知）

廉　布曾　根興三（愛媛）
愛知第一　田中　哲（三重）
愛知第一　田中　伸一（愛知）
東京第六　高木　紹夫（長崎）
濱松第一　德增　長雄（靜岡）
畝傍　篠殿　村雄治（奈良）
桑名　內藤　廣義（三重）
愛知第一　日比野　靜夫（愛知）
岐阜　不破　博德（岐阜）
岐阜　堀內　千久志（長野）

大　垣馬　淵茂樹（岐阜）
明倫　三浦　巖（新潟）
岐阜　三輪　佳之（岐阜）
横濱第一　森島　武義（神奈川）
大聖寺　八木　祐一郎（石川）
熱田　湯淺　敬之助（愛知）
新京　吉島　正（大阪）
岡崎　渡邊　貞（愛知）

二 生徒學年別

（昭和十五年五月一日現在）

學年	文科 甲	文科 乙	文科 計	理科 甲	理科 乙	理科 計	合計
第一學年	八〇	四〇	一二〇	一二〇	四〇	一六〇	二八〇
第二學年	七七	四一	一一八	一一二	三九	一五一	二六九
第三學年	四八	二八	七六	九九	二五	一二四	二〇〇
計	二〇五	一〇九	三一四	三三一	一〇四	四三五	七四九

三 生徒出身地方別

昭和十五年五月一日現在

地方別	人員	地方別	人員	地方別	人員	地方別	人員
愛知	三一〇	和歌山	一〇	大分	四	岩手	二
岐阜	七八	廣島	一〇	愛媛	四	秋田	二
三重	六九	福岡	一〇	茨城	三	埼玉	二
東京	四二	石川	九	山形	三	靑森	一
靜岡	二二	山口	八	福島	三	宮崎	一
長野	一八	神奈川	七	北海道	三	德島	一
山梨	一五	千葉	七	群馬	二	富山	一
奈良	一五	新潟	六	佐賀	二	朝鮮	一
大阪	一四	福井	六	鳥取	二	臺灣	一
京都	一三	岡山	六	鹿兒島	二	合計	七四九
兵庫	一一	高知	五	樺太	二		
滋賀	一〇	栃木	四	長崎	二		

四 生徒年齢表

（昭和十五年五月）

科別	年 最高	年 最低	年 平均
文科第一學年	一八・四	一五・一〇	一八・〇
理科第一學年	二〇・五	一六・二	一八・〇
文科第二學年	二五・七	一六・一一	一九・五
理科第二學年	二二・四	一七・三	一九・二
文科第三學年	二三・七	一八・二	二〇・三
理科第三學年	二三・八	一八・二	二〇・二

五 在學中死亡生徒

（昭和十四年度）

入學年月日	死亡年月日	科年類	氏名	本籍
昭和一二、四、八	昭和一四、五、一三	文科三年甲類	八木清孝	愛知
昭和一三、四、八	昭和一四、五、一三	文科二年甲類	上松正明	岐阜
昭和一〇、四、八	昭和一四、五、一八	文科三年乙類	三浦泰	福島
昭和一二、四、八	昭和一四、一〇、二三	文科三年甲類	松田美中	新潟
昭和一三、四、八	昭和一五、二、二六	理科二年甲類	近藤松司	愛知

第十二 卒業者（自第一回至第二十回別冊）

（氏名ノ上段ハ在籍大學學部略稱、法、文、理等ハ學士ノ略稱、理博ハ理學博士ノ略稱下段ハ本籍府縣名、氏名ノ上ノ・ハ死亡）

第二十一回 昭和六年三月卒業（二百四十八人）（成績順分界點※ノ間ハ同成績五十音順）

文科甲類（七十六人）

文 中島周一（元藤樹）（岐阜）
法 須山正元（三重）
文 竹内照夫（東京）
※
法 磯村義利（愛知）
経 西脇孝一（三重）
経 野口悦夫（岐阜）
法 山田芳三（愛知）
文 坂健男（三重）
文 山吉長（岐阜）
理 堀江格郎（北海道）
※
文 賤義英（山梨）
文 松川武康（愛知）
法 高橋眞清（愛知）
法 村瀬俊助（愛知）
文 新井巌（長野）
法 飛田勇（愛知）
文 和田榮造（岐阜）
法 安東重喬（岐阜）
※
法 平松誠一（愛知）
法 田口茂（岐阜）
文 板倉謙二（愛知）
法 三井稔（元藤樹）（三重）
法 奥田三郎（三重）
法 岩本義心（奈良）
文 渡邊隆（元藤樹）（愛知）
法 松田文藏（廣島）
法 川井英良（長野）
※
法 桑原武夫（岐阜）
文 伊藤忠彦（三重）
法 伊藤賢一（愛知）
経 今西清男（奈良）
法 兒島勉（愛知）
経 島恭彦（福井）
法 澤山勇三（兵庫）
法 鈴木義和（愛知）
経 ・田中隆一（福井）

法　濱島敏雄（愛知）
文　●彦坂興信（栃木）
文　堀田要治（三重）
文　三輪憲三（愛知）
文　横山亮一（愛知）
※
經　●倉地文一郎（愛知）
法　佐藤博愛（愛知）
法　坂本英三（山口）
經　杉本好章（愛知）
經　中西富雄（岐阜）
文　澤谷敏鉄（愛知）
※
經　河野俊亮（愛知）
法　●杉浦幸一（元左田）（愛知）
經　鈴木東七（愛知）
法　鳥越熊衛（岡山）

法　中澤圭（群馬）
經　松浦利武（群馬）
法　山川重男（愛知）
經　山口一夫（大分）
法　※
經　鈴木總一郎（愛知）
文　塚本俊夫（愛知）
文　中西正雄（岐阜）
法　波多野靜夫（山口）
經　八田延惠（德島）
※
文　日野道英（三重）
法　舟津敏行（石川）
經　●松田義夫（愛知）
※一
文　加藤祐弘（愛知）
法　加藤利一（岐阜）

文　神谷正男（愛知）
※
法　稻垣一吉（岐阜）
經　中井清一（愛知）
法　中川敬一郎（和歌山）
法　安富弘（三重）
※一
法　伊藤新太郎（東京）
經　伊藤●寛（元伊）（愛知）
※
法　井川良太郎（廣島）
經　安田一郎（岐阜）
※
法　夏目秀男（愛知）
※
法　稻村公也（千葉）

文科乙類（二十八人）

法　安藤鎮正（岐阜）
法　加藤桂一（岐阜）
法　高部榮藏（山梨）

※
法　入谷規一（愛知）
●堀仁三（大阪）
經　山中四郎（滋賀）
※
文　大野俊亮（愛知）
法　高木一（愛知）
文　戸澤明（香川）
法　本多浩（大分）
文　村井一郎（愛知）
※
法　水谷會三（元杉浦）（愛知）

※
法　石川守人（愛知）
水島喜一（千葉）
※
經　石川一生（愛知）
小和田元彥（愛知）
法　堤敏恭（石川）
文　日比野壙一郎（元間氏）（愛知）
文　藤井義憲（三重）
經　前川正夫（愛知）
山口正夫（東京）
※

理科甲類（百七人）

工　恩田格三郎（愛知）
※
工　後藤恒夫（岐阜）
※
工　井出浩（長野）
醫　石井獻一（愛知）

工　●小倉正叶（三重）
理　佐々木恒孝（東京）
工　中澤五郎（東京）
※
醫　青木謙之（元茂）（岐阜）
農　諫山忠幸（福岡）

經　山田勳（愛知）
※
法　加藤隆平（愛知）
法　梶村常樹（愛知）
文　中條宗助（岐阜）
經　山邑均之（元田中）（大阪）
※
經　三澤理三治（長野）
※
法　內藤三郎（愛知）

醫　大杉圭吉（滋賀）
工　神谷六美（愛知）
理　小島浩（三重）
●鈴木正義（愛知）
工　田中爲彥（三重）
工　友永和夫（山口）

工　西村松雄（愛知）
理　松井保茂（静岡）
理　水野三郎（愛知）
農　村井日吉（愛知）
工　山下勝美（愛知）

※

理　磯部谷郎（三重）
工　田中郁雄（三重）
醫　武藤義夫（愛媛）

※

工　加藤正（岐阜）
醫　戸田弘一（愛知）
工　長谷川鑑二（愛知）

※

醫　浅井一太郎（愛知）
醫　大山信郎（愛知）
理　黒川彦一郎（三重）
理　高井英二（三重）

工　谷口和雄（福井）
工　永田茂（愛知）
醫　長森享三（三重）
工　服部亨（三重）
工　堀田武夫（愛知）

※

藥　浅井幸正（愛媛）
農　加藤長三郎（元大阪）（愛知）
工　河野勝也（岐阜）
醫　鈴木小兵衛（静岡）
工　森力（岐阜）

※

工　浅野清（愛知）
工　中村常信（愛知）
工　林喜彦（長野）
農　牧野恒光（岐阜）

※

醫　泉忠夫（和歌山）
工　大伏英孝（徳島）
工　大塚好造（三重）

醫　菅野智彦（愛知）
醫　谷奥喜平（京都）
理工　二條弱基（東京）

※

藥　相原修一（神奈川）
藥　青木俊二（東京）
農　浅井三郎（愛知）
農　小笠隆夫（徳島）
工　尾關瓦次（愛知）
醫　加藤廣一（愛知）
醫博醫　近藤佐太郎（元愛知）（愛知）
工　齋藤尚一（愛知）
工　立松繁明（愛知）
工　植垣達（愛媛）
農　淵名重海（秋田）
工　森滿壽夫（兵庫）

※

工　有田真二郎（佐賀）
工　生駒一郎（和歌山）
工　飯塚貢一（大阪）

醫　織田清（福井）
工　佐藤利男（元群馬）（群馬）
工　清水清（埼玉）
工　關博雄（長野）
醫　曾我博吉（岐阜）
理　辰己忠次（大阪）
農　中田正樹（岐阜）
工　中村房吉（宮崎）
工　山崎正憲（静岡）

※

農　加納晃（兵庫）
工　木下徹郎（大阪）
理　齋藤祐義（東京）
工　鈴木和平（愛知）
工　高林順三（三重）
工　塚本重熊（廣島）

※

工　寺島八郎（東京）
工　寺田政雄（大阪）
名醫　永田筑一（愛知）
理　渡邊亥三武（愛知）
工　渡邊登三男（福島）

※

藥　高田隆雄（大阪）
農　中井二郎（山形）
醫

※

工　中田瓦次（岐阜）
工　中西釗（愛知）
法　信岡貞（岐阜）
農　西義太郎（元石川）（愛知）
理　宮口實（大阪）
工　宮田武雄（愛知）

※

工　王世豊（支那）
工　加田一美（三重）
名醫　司馬量夫（岐阜）
理　林一郎（大阪）
工　本多俊三（愛知）
藥　森重一（京都）
農　山崎慶一（新潟）
醫　山田千里（岐阜）

※

工　仁林万太雄（岐阜）

※

法　小林利男（東京）
農　鈴木博彦（東京）
理　丸山駿一（愛知）

※

工　李德銓（支那）

理科乙類（三十七人）

醫博醫　北本治（大阪）

※

醫　菅野矩穂（三重）

※

醫　岡島惠（愛知）
阪醫　辻本賢一（奈良）

※長屋重明（愛知）
醫　伴一二（愛知）
農　福島欽治（岐阜）
醫

※秋光闡二（廣島）
醫　上野正（和歌山）
醫　栩木實（元中野）（静岡）
醫博醫　野垣一（元三田）（三重）
醫

※
醫　風野輝雄（栃木）
醫

※伊藤三千雄（愛知）
藥　小野田敏夫（愛知）
工　佐藤壽昌（愛知）
醫　齋藤孝平（愛知）
醫　志村保（醇義）
醫博醫　鈴木正隆（和歌山）
醫

※伊藤三之助（愛知）
醫　伊藤志磨（愛知）
醫博醫　大谷治（島根）
農　勝田貳（元山口）（静岡）
工　田中邦基（愛知）
醫

文　中西昇（愛知）
文　堀部慶四郎（岐阜）
理　村地孝一（滋賀）

※加藤一生（愛知）
農　加藤竹一（愛知）
醫

※齋藤建藏（東京）
醫　吉岡豊夫（愛知）
醫

※加藤傳治（愛知）
醫

※魏鼎（支那）
工

第二十二回　昭和七年三月卒業（二百五十三人）（成績順分界點※ノ間ハ同成績五十音順）

文科甲類（七十一人）

法　河邊正（愛知）
法　服部高顯（三重）

※

法　木村定三（愛知）
法　菊池俊雄（愛知）
法　佐分純一（元藤田）（愛知）
文　林文雄（岐阜）

※岩井忠安（愛知）
法　柘植美夫（愛知）
法

※足立英司（兵庫）
法　黑川晴次郎（愛知）
文　高柳惣三（元長田）（群馬）
經　野田壽雄（佐賀）
文　藤田七郎（東京）
法　安田善一郎（愛知）
經

※大竹重雄（愛知）
文　近藤英夫（岐阜）
經　松本一彦（大阪）
法　室田秀則（愛知）
經

※

大野榮三（愛知）
法　加藤孜（愛知）
經　鈴村藤一（元江塚）（愛知）
經　高橋明（愛知）
法　勅使河原貞男（愛知）
法　富永克己（德島）
文　成田薫（京都）
文　久野平（高知）
經　柳澤義雄（東京）
法

※太田信（長野）
文　鹽脇健一（大阪）
法　滝正一（愛知）
文　辻俊一（京都）
法　平井正穗（福岡）
文　山本景博（富山）
法

※栗本一夫（岐阜）
法　山宮章（山形）
法　高木健一郎（東京）
法

高山奥（愛知）
法　竹市龍治（岐阜）
經　舟津尚行（石川）
經　吉村謙三郎（和歌山）
法　渡邊一男（埼玉）
法

※伊藤琢郎（岐阜）
文　加藤清道（愛知）
文　杉浦忠雄（元安藤）（静岡）
經　田中兵三（愛知）
法　原山淑夫（京都）
文　平松進一（愛知）
法

※粟田逸郎（愛知）
文法　榎並富吉（愛知）
法　雫石鐵吉（岩手）
文　長岡篤（三重）
法　花井輝之助（元中村）（愛知）
法　早川謙造（岐阜）
法　馬上正（福島）
法

法　安田　要（岐阜）
※
經　飯田久雄（愛知）
文　加藤大三（愛知）
法　北村昌節（高知）
經　田島　亮（愛知）
文　田中太郎（滋賀）

文科乙類（三十四人）

法　栗田　正（岐阜）
※
經　柴田陽行（愛知）
※
法　太田保一郎（兵庫）
文　德田飯一（愛知）
※
法　吉田諒吉（三重）
※
法　鬼頭大智（愛知）
法　谷澤利雄（岐阜）

法　西本秀夫（岡山）
文　日置政次郎（岐阜）
吉池　浩（岐阜）
※
法　伊藤春男（愛知）
法　下郷菊雄（愛知）
經　竹内春平（兵庫）

法　山田吉春（三重）
※
法　加藤　章（愛知）
文　水野　清（愛知）
※
法　江藤行男（神奈川）
※
法　安達俊平（愛知）
法　小澤隆元（宮城）
法　鬼頭富夫（愛知）
※

法　足立圭次（岡山）
法　小野木隆義（岐阜）
法　佐藤　博（三重）
※
法　上田　晶（福井）
法　成田進平（愛知）

經　清水小郎（愛知）
文　三浦三夫（愛知）
※
法　伊藤庄次郎（愛知）
法　竹内貞次（奈良）
※
經　植谷久三（三重）
經　大塚次郎（愛知）
法　加藤一郎（愛知）
文　長谷川虎雄（愛知）
吉村　清（兵庫）

※
經　西脇一郎（岐阜）
※
法　濱口秀夫（三重）
文　石原一（岡山）
法　尾關太郎（岐阜）

理科甲類（百九人）

工　高橋安人（愛知）
※
理　谷口紀男（大分）
※
工　新羅一郎（岐阜）
理　富永　寛（廣島）
※
工　大橋九萬雄（愛知）
理　岩崎信一（三重）
醫　仲村俊平（愛知）
名醫　山内正憲（愛知）
※

法　金山宗夫（京都）
文　櫻井芳朗（岐阜）
※
法　岩井義郎（兵庫）
※
法　芦苅直巳（大分）

工　安藤芳雄（愛知）
理　北岡多喜雄（靜岡）
工　小森錬藏（岐阜）
工　山東盛彦（大阪）
醫　中井愚也（滋賀）
※
工　荒木綱男（東京）
工　加藤善之助（愛知）
工　川北建三（東京）
工　河東克己（愛媛）
工　鈴木修（愛知）
東工　鈴木熹（愛知）

※
法　奥山信一（京都）
法　服部花松（福井）
經　福田剛一（東京）

工　西松武一（岐阜）
工　松田義朗（靜岡）
工　武藤悌三（三重）
※
工　高田弘（愛知）
工　中西正直（奈良）
※
工　青樹英次（和歌山）
工　石川正雄（愛知）
藥　尾關巖（岐阜）
醫　須藤貞夫（茨城）
農　高橋峡保（靜岡）
工

醫 中島芳夫（三重）
農 增田俊明（千葉）

※

工 秋月康夫（和歌山）
工 藤岡大信（三重）
工 水野末明（愛知）

※

理 赤松秀雄（愛媛）
理 市村賢一（東京）
醫 岩田俊一（岐阜）
工 大江秀雄（東京）
工 大木說喜松（愛知）
工 大野正元（岐阜）
工 川島米太郎（靜岡）
工 吉川種秀（福島）
農 小林正義（埼玉）
農 佐藤俊一（愛知）
工 島崎龍之助（三重）
醫 下村確也（三重）
工 神保辨吉（三重）
醫 鈴木武雄（愛知）
農 田中信德（神奈川）
理 粒良健一郎（千葉）
工 中野邦弘（長野）
農 長濱立男（愛知）
理 古島敏雄（長野）
農 增田正臣（愛知）

※

工 朝枝孝（廣島）
工 飯田政二郎（愛知）
工 小林泰（三重）
名醫 高橋慶春（支那）
藥 佐藤一男（靜岡）
農 清水三郎（三重）
理 高橋哲雄（長野）
工 辻本利武（三重）
農 中內丈夫（愛知）
工 前田正治（愛知）

※

醫 伊藤覺太郎（愛知）
工 伊藤秀雄（愛知）
農 井上正良（東京）
工 井野口康正（愛知）
入澤學（島取）
農 江畑奈良男（奈良）
理 大庭景利（東京）
農 岡田春三（愛知）
工 笠島貫一（東京）
工 木下茂一（愛知）
工 小崎吉夫（愛知）
名醫 近藤繁二（三重）
藥 西鄕宗之助（愛知）
農 清水卓次（三重）
理 下田秀夫（福岡）
工 鷲見三郎（愛知）
農 十河豊三（石川）
工 田中稔（愛知）
理 橋隆一（大阪）
醫 寺田正道（三重）
永井三郎（群馬）

醫 服部彦四郎（愛知）
工 三須碧水（東京）
醫 三俣金治郎（群馬）
工 吉村善郎（愛知）
醫 苦林讓（三重）

※

農 植田昌次（大阪）
工 大內公一（岐阜）
工 大野武生（元由內）（三重）

理科乙類（三十九人）

醫 葛谷信貞（愛知）

※

理 林榮一（愛知）
醫 牧香象（愛知）

※

理 勝俣美雄（神奈川）
藥 宮本梧樓（愛知）
醫 余語榮三（愛知）
神田充經（東京）
北島卓（和歌山）
工 左右田孝男（神奈川）
經 田中文雄（長野）
工 津田信英（東京）
工 內藤旭（愛知）
工 中川春好（愛知）
工 三宅川隆三（元三重）（愛媛）
森康彥（愛知）

※

工 安藤光雄（愛知）
清信重（岐阜）
坂崎英生（三重）
中岡康雄（高知）
日比野文男（愛知）
福島廣一（愛知）

※

孫廷烜（支那）
醫 早川眞雄（愛知）
別府鈴兄（岐阜）
醫 眞鍋眞（岐阜）

※

醫 西村光郎（滋賀）
伊藤正洋（廣島）
雲英松雄（愛知）

※

松下久右衛門（愛知）
古川功（愛知）
醫 安江政一（元三重）（愛知）

※

織田明（愛知）

※

須永義雄（兵庫）
醫 上村三七（鹿兒島）
田中良孝（岐阜）

農　原田賢之（岐阜）
醫　宮崎三郎（熊本）
※
醫　井上源吾（岐阜）
醫　成木信雄（岐阜）
醫　長谷川錦三郎（神奈川）
醫　長谷川千年（岐阜）
※
醫　奥田都太郎（愛知）
農　加治亀雄（三重）
醫　久保適（高知）
醫　橘三信（富山）
農　遠山成一（長野）
藤井進（愛知）
醫　馬嶋重隆（愛知）（元眼醫）
醫　牧野勇夫（岐阜）
※
農　大倉健司（東京）
醫　大竹慎（岐阜）
農　小出良吉（愛知）
小野治定（高知）（元佐醫）
※
醫　伊藤清夫（福井）
醫　久徳泰一（愛媛）

第二十三回　昭和八年三月卒業（二百四十二人）（成績順分界點※ノ間ハ同成績五十音順）

文科甲類（七十六人）

文　大島正喜（愛知）
法　栗野信義（靜岡）
※
文　佐藤一夫（愛知）
※
文　磯貝正義（岐阜）
經　澁谷武夫（愛知）
●田鍋守正（愛知）
※
法　小倉宏（京都）
文　鈴木重雄（靜岡）
※
文　大谷勝太郎（滋賀）
法　川部誠一（愛知）
※
文　伊藤慶道（愛知）（元本下）
※
法　服部比左治（愛知）
文　松島博（三重）
※
文　安藤孝行（愛知）
法　●大島義男（愛知）
經　酒井博雅（愛知）
文　下野和夫（岐阜）
●武重登美雄（長野）

文　戸田新一（愛知）
法　●藤田正雄（愛知）
文　渡邊修（愛知）
※
法　齋藤周逸（愛知）
法　毛利六郎（愛知）
※
經　岡谷正男（愛知）
法　加藤正吾（愛知）
文　桑海純道（岐阜）
經　小出靖彦（三重）
文　佐藤十人（愛知）
文　酒井吉彌（愛知）
法　椎尾說（愛知）
文　辻孝（三重）
文　永井澄（愛知）
經　原田章（愛知）（元佐醫）
※
法　青木正三（愛知）
經　太田錄二（愛知）
法　鈴木正男（茨城）
谷口國次（三重）
●中井伊佐夫（靜岡）
水野武四郎（愛知）
若杉修介（愛知）
※
城野宏（長崎）
早川唯一郎（愛知）
※
遠藤寛（岐阜）
舟橋正夫（愛知）
松原正二（岐阜）
町田利正（愛知）
水野治久（岐阜）
●山崎彦一郎（長野）
※
矢口新（茨城）
湯川美雄（和歌山）
※
小野川俊男（栃木）
法　澤治（三重）
長鹽正敏（愛知）
三輪芳明（岐阜）
山口鼎（岐阜）
渡邊淳（愛知）
※
●伊藤政雄（愛知）
栗田正（靜岡）
佐藤明正（愛知）
柴田多賀治（愛知）
杉戸彌（愛知）
棚橋陸郎（愛知）
角田司郎（愛知）
林勝（大分）
●水谷義忠（三重）
※
伊藤一朗（東京）
●小川滿（愛知）
河合秀雄（愛知）
河村靜一（北海道）

※ 中田茂雄（岐阜）
法 前島英・彦（愛知）
※

文 伊藤公平（岐阜）
文 佐々木治綱（東京）
文 高山正彦（東京）
文 森井登始（愛知）

文科乙類（三十人）

文 石黒俊逸（愛知）
法 ・大塚正二（愛知）
※

法 中村博（三重）
文 横井保平（愛知）
※

法 岩松茂輔（愛知）
法 佐橋滋（岐阜）
※

文 富永義彦（山形）
法 渡邊猛（岐阜）
※

法 富田正彦（愛知）
※

法 江森正三（愛知）
法 永井直一（愛知）
法 中山拾三（山梨）（京都井）

※

經 池田彰郎（愛知）
文 加藤爲吉（元入分）（三重）
法 高橋正雄（愛媛）
文 村松寛（京都）
經 若林正夫（兵庫）
※

法 井上清吉（愛知）
經 松岡千明（三重）
※

經 大澤春一（富山）
經 桑田喜夫（奈良）
法 杉下雄三（岐阜）
※

法 神崎達也（三重）

※ 京經李洸（支那）

法 宮村壽（三重）

理科甲類（百六人）

理 森崎千之（愛知）
工 山田爲治（愛知）
※

工 小瀧信行（愛知）
醫 伊藤詮（三重）
※

工 中川涉（愛知）
工 西村利平（三重）

※ ・小島詮次（愛知）
理 桐山瓦一（岐阜）
醫 小林陽（大阪）
醫 鈴木大四郎（愛知）
醫 谷野謙（愛知）
醫 松田美實（新潟）
※

醫 飯田政雄（愛知）
理 伊藤鎭（愛知）
工 近藤正男（愛知）
理 吉原昇（愛知）
工 水野一郎（愛知）
※

醫 高橋伊十郎（愛知）
醫 橫橋五郎（愛知）
※

醫 上杉俊雄（愛知）
工 請井保治（愛知）
農 太田郁郎（静岡）
工 酒井立夫（岐阜）
工 杉山薫（愛知）
工 ・鈴木大輔（静岡）
工 山内弐彦（愛知）
※

工 片山淳造（廣島）
理 川松俊・治（愛知）
理 栗林角三（千葉）

工 永田進治（福井）
理 三倉二郎（岐阜）
※

理 石川修（愛知）
工 加藤潔（三重）
理 吉原昇（愛知）
工 渡邊康三（愛知）
※

醫 久留幸男（三重）
醫 下野修（岐阜）
秦殿 賢（滿洲）

理 伊藤春三（愛知）
工 大久保洪德（静岡）

工 奥村保吉（神奈川）
工 片山光照（長崎）
工 北野茂（鹿児島）
工 小森銈藏（岐阜）
工 野口正秋（静岡）
工 松田芳治（三重）

※

醫 淺見遼（福井）
工 大野德芳（京都）
理 中井正二（愛知）
工 中根之夫（新潟）

※

理 小島稙男（埼玉）
工 近藤成泰（大阪）
工 建部仁彦（新潟）

※

工 伊木正二（西部）
京理 石田吉一（岐阜）
工 稲垣保（愛知）
工 岩間正男（愛知）

工 古池弘正（愛知）
工 田中愛次郎（愛知）
理 舟橋英俊（愛知）

※

工 伊藤實（愛知）
工 大河原二郎（愛知）
工 川出芳郎（愛知）
工 栗本工（大分）
工 鹽見春雄（福岡）

※

工 伊東正（愛知）
理 今井倘（愛知）
工 川崎舍竹男（香川）
工 皿井文平（愛知）
工 妹尾武（愛知）
工 豊島清三（山口）
工 藤本一雄（奈良）
理 松浦貞男（群馬）
工 水谷正男（愛知）
工 向山定孝（埼玉）

醫 伊藤時雄（愛知）
理 木村一郎（愛知）
理 中山弘美（和歌山）
工 服部保正（三重）
工 村瀬久治（愛知）

※

工 宇佐美一量（東京）
工 大杉幹（愛知）
工 岡野憲一（三重）
理 片野豊夫（新潟）
工 神谷輝（東京）
工 彦坂良次（愛知）
工 伏見榮喜（兵庫）
醫 丸尾篤（静岡）
工 森田勇司（愛知）
理 山田忠男（愛知）

※

工 垣内輪一郎（和歌山）
工 得能泰雲（廣島）

醫 望月植一（愛知）

※

工 村岡克己（愛知）
法 柳原逢吉（愛媛）
醫 山本一（愛知）

※

醫 住田滿也（愛知）
法 朱慶儒（滿洲）
法 劉曜榕（滿洲）

醫 伊藤二郎（愛知）
醫 金山正敏（愛知）
工 川村進（愛知）
工 前川信（東京）
醫 進藤嘉博（大阪）
工 森田正直（神奈川）
醫 服部義之助（愛知）

※

理科乙類（三十人）

醫 久保田滿夫（岐阜）
理 太和田吉郎（岐阜）

※

醫 小倉喜男（茨城）
工 鈴木忍（千葉）

※

醫 新井一（群馬）
醫 荒川清澄（愛知）
醫 大脇實（岐阜）
醫 小塚以文（愛知）
醫 增田一夫（千葉）
醫 横井博一（愛知）

※

醫 神田弘輔（岐阜）
醫 野崎泰彦（愛知）

※

醫 安藤保信（岐阜）
醫 宣塔（支那）

醫 中村平八（愛知）
醫 野口圭一（愛知）
醫 三ツ矢菊三（三重）

※

醫 伊倉享（静岡）
醫 御子柴茂男（長野）
醫 宮川正（東京）
農 山田眞治（愛知）
醫 万木寛（三重）

農 加藤道明（愛知）
醫 蟹江松雄（愛知）
醫 田邊節造（山梨）

※

醫 上田敏朗（岐阜）
醫 狐塚靈治（栃木）
醫 早川臣次（愛知）

※

※　農　伊藤和泉（愛知）　醫　谷村清孝（大阪）

第二十四回　昭和九年三月卒業（二百六十三人）（成績順分界點※ノ間ハ同成績五十音順）

文科甲類（七十五人）

文　瀧崎安之助（愛知）
文　松木亮（三重）
※
經　廣中大六（愛知）
法　水谷正道（三重）
※
文　久米常民（愛知）
※
經　齋藤泰次郎（愛知）
法　武野正二（東京）
法　長尾逸男（愛知）
※
法　笠原巍（岐阜）
法　原田三郎（愛知）
經　藤井二郎（岐阜）

文　久徳高文（三重）
文　野末良平（靜岡）
※
法　市野正男（愛知）
經　川喜田孝哉（三重）
文　高柳知足（愛知）
文　津田正夫（岐阜）
法　牧野恭司（愛知）
法　水野義雄（廣島）
法　●村田博男（滋賀）
法　八木利眞（愛知）
※
經　●佐藤雄三（愛知）
經　中跡忠男（三重）

經　平井正夫（愛知）
法　鉾山亥三郎（愛知）
法　松岡正雄（愛知）
※
經　市石實郎（愛知）
文　梅村博（愛知）
法　小原昌平（愛知）
法　尾崎三郎（愛知）
法　齋藤修一（東京）
法　●瀧井芳郎（愛知）
經　守隨信明（愛知）
經　武山國治（岐阜）
經　竹川末吉（愛知）
經　●部桑一郎（愛知）
文　西川正光（愛知）

經　松田二郎（愛知）
※
法　尾池正臣（愛知）
法　島中順一（高知）
文　藤井專英（岐阜）
※
法　織田長正（愛知）
法　齋藤欣平（愛知）
經　大森美知夫（東京）
經　種田元夫（愛知）
經　加藤久兵衛（愛知）
法　小澤憲治（愛知）
經　瀧口勇（靜岡）
經　●服部正元（愛知）
※
文　岡田敏夫（愛知）

文科乙類（三十六人）

法　鬼頭喜和男（愛知）
※

經　杉浦滋（東京）
文　內藤健吉（愛知）
※
文　淺野守男（愛知）
文　伊藤英一郎（靜岡）
經　浦野忠一（愛知）
商　後藤雄孝（岐阜）
法　園田憲一（廣島）
京經　●瀧三郎（愛知）
※
法　稻垣達夫（愛知）
文　大池嘉涼（愛知）
法　加藤勇吉（岐阜）
法　近藤正平（香川）
法　後藤滿（三重）
法　澤田信治（大阪）

獸醫　白井弘（愛知）
經　堤正治（三重）
經　三澤義雄（大阪）
經　山田要（愛知）
經　山田正男（愛知）
※
法　佐藤正元（愛知）
經　柘植仁（岐阜）
※
法　高原治生（岡山）
文　平山久（東京）
※
法　久納豐孚（愛知）
文　坂巻三郎（長野）

文　查井義正（大阪）
※
經　佐藤正一（愛知）
※

法　川島正平（高知）
法　口野昌三（元尾崎）（福井）
商　小寺泰藏（滋賀）
文　高橋善太郎（愛知）
※
法　小林俊介（静岡）
法　鈴木敏夫（愛知）
経　坪内釼二（静岡）
文　寺田守（愛知）
経　寺澤俊平（愛知）
経　中島斌（愛知）
文　濱口嘉一（三重）
法　増田稔（滋賀）
法　山川茂幸（愛知）

理　栗田稔（静岡）
工　平松良次（愛知）
※
理　尾崎正治（愛知）

理科甲類（百十一人）

東北法文　柳瀬吉太郎（岐阜）
※
法　酒井一郎（愛知）
経　松井榮一（愛知）
※
法　予瑞熹（支那）
経　加藤映典（愛知）
※
文　勅使河原正三郎（愛知）
経　永井基（東京）
※
文　青木重勝（愛知）
文　高和敏夫（愛知）
経　山崎喜與志（愛知）

工　土居寛（岡山）
工　吉田幸吉（愛知）
※
工　太田文二（愛知）
工　北岡博（高知）
※
工　清水幸一（長野）

※
文　奥山健三（三重）
経　近藤勇三（三重）
経　椎名安（千葉）
法　不二門勝（三重）
※
文　稲垣正夫（愛知）
文　小澤吉見（愛知）
経　平野史（愛知）
※
文　眞山登（長野）
※
文　天野義靜（愛知）
経　丸山勝美（愛知）

醫　萩野守夫（愛知）
工　綿森力（愛知）
※
醫　近藤寛（愛知）
工　鳥居正次（愛知）
農　棟方博久（愛知）
※
工　大島秀信（愛知）
醫　加藤文宜（愛知）
工　鈴木仁（岐阜）
工　立松通（東京）
醫　成田久一（愛知）
理　森山弘明（福島）
※
農　安間正虎（長野）
農　石川里（愛知）
薬　•加賀美三郎（山梨）
工　•亀山敏郎（静岡）
東工　川村乾（愛知）
工　佐田宗弘（三重）

工、東理　楢山正孝（愛知）
醫　高倉久治（愛知）
工　瀧川清治（愛知）
醫　竹村清孝（愛知）
醫　橋村隆榮（愛知）
醫　參木義雄（栃木）
理　森晟（愛知）
農　山口直政（東京）
※
醫　鈴木釼郎（愛知）
工　竹内進（愛知）
工　角田資敏（秋田）
※
東醫　上杉和雄（愛知）
醫　栗田威彦（岐阜）
醫　下里鉉次（元桑名）（三重）
工　菅田豊正（奈良）
工　田中尙（三重）
工　土居正三（元加賀）（愛知）
醫　西尾醇（岐阜）

農　水野邃一（兵庫）
※
醫　伊藤道夫（岐阜）
醫　大矢廸雄（三重）
醫　川口裕清（愛知）
醫　河野寮園（愛知）
理　正田篤五郎（群馬）
農　土方武（岐阜）
醫　野口義圓（東京）
農　羽田輝夫（三重）
工　吉田正一（愛知）
工　横山幸衛（岐阜）
※
工　•小川明順（愛知）
醫　河野一郎（愛知）
醫　坂井章（愛知）
工　野呂俊夫（三重）
工　福島勇夫（東京）
※
工　伊藤嘉造（三重）

工　池崎勇（滋賀）
醫　・鎌田浩充（愛知）
工　武田耕治（高知）
醫　谷田正巳（高知）
農　大井肇（岐阜）
理　唐澤英雄（長野）
工　飛田正松（愛知）
工　佐藤正俊（愛知）
工　中野專次（奈良）
・　澤田周次（愛知）
醫　中野忠夫（愛知）
理　島山隆三（東京）
東　早川宏（愛知）
理　服部泰（愛知）
※
工　本田武夫（兵庫）
工　馬淵重三（岐阜）
工　牧浦甫（愛媛）
工　石橋正二（福島）
※
工　山田治雄（新潟）
醫　大海潔（愛知）
工　天方正彦（京都）
工　神長精一（秋田）
農　飯田正一（愛知）
理　黑田孝郎（愛知）
工　王運實（支那）
工　戸津正一（京都）
農　河合千秋（兄井上）（愛知）
農・阪醫　橋本兵衛（滋賀）
理　河村別（愛知）
工　阪理　服部啓六（東京）
醫　小林良純（愛知）
理　腦永三郎（三重）
名理工　松本嘉德（愛知）

醫　水野治德（岐阜）
農　水尾隆彥（愛媛）
※
醫　稻垣賢一（愛知）
工　太田正矩（愛知）
工　太宰三郎（岡山）
京工　則內茂（愛媛）
工　肥田正三（愛知）
工　深谷太郎（愛知）
工　增田重臣（愛知）
名醫　森田唯一（岐阜）
工　守井敏雄（福井）
醫　山本幸男（愛知）
※
理　巫永勝（臺灣）
※
・星野幸一（愛知）
工　郭書起（支那）

理科乙類（四十一人）

工　高木達雄（愛知）
醫　猪・飼道夫（愛知）
※
醫　岩月賢一（愛知）
農　池田芳一（和歌山）
醫　土井喜久一（愛知）
醫　石原宏（愛知）
理　水谷鎮太郎（三重）
醫　各務勤（岐阜）
※
工　鈴木尙彥（愛知）
※
醫　・鈴木富彥（愛知）
理　久保秀雄（東京）
※
醫　鈴木嘉夫（靜岡）
醫　安間哲文（愛知）
京醫　藤掛敏（岐阜）
※
醫　小林健次郎（三重）
醫　小橋正夫（鳥取）
※
醫　石井節行（愛知）
醫　豐島英雄（愛知）
醫　・植橋正一（愛知）
※
醫　・兩角市平（長野）
醫　羽生敏久（長野）
※
醫　長村盛文（岐阜）
醫　清川護三（愛知）
理　近藤孝一（愛知）
醫　松原義郎（愛知）
※
醫　近藤正一（愛知）
※
醫　森下圭二（岐阜）

醫　山本宏三（三重）
醫　渡邊正次（愛知）
※
醫　伊藤一夫（三重）
醫　加藤邦之助（愛知）
醫　高橋輝男（岐阜）
醫　林俊二（兄加助）（滋賀）
農　原田芳太（岡山）
醫　三宅修（兄井上）（長野）
醫　堀內正（愛知）
※
工　千賀仁三郎（愛知）
名理工　山田義彥（愛知）
※
東醫　加藤一男（愛知）
醫　松林克郎（靜岡）
※
農　沈鶴書（支那）

第二十五回　昭和十年三月卒業（二百五十五人）（成績順分界點※ノ間ハ同成績五十音順）

文科甲類（六十九人）

文　矢田俊隆（三重）
※
法　玉川弘之（愛知）
東法　日比野健兒（愛知）
※
經　内山幹雄（千葉）
東法　加藤周三（愛知）
※
法　安藤正文（愛知）
※
經　今井眞三（愛知）
※
法　氷室史郎（愛知）
商經　山田知之（新潟）
※
法　幸田敏男（靜岡）

經　鈴木宣生（愛知）
中林哲太郎（新潟）
※
法　平松大三（愛知）
※
文　中野利貞（愛知）
經　福元誠（岡山）
※
法　大塚秀一（愛知）
後藤新太郎（岐阜）
法　佐々木速三（愛知）
經　佐藤甫（愛知）
商　横井金吾（愛知）
※
文　渡邊武穣（愛知）
※

經　押村榮太郎（愛知）
鎌田治良（岐阜）
經　鈴木明三（愛知）
※
文　岩田兵三（愛知）
經　長内俊雄（愛知）
商　笠原正利（長野）
文　小山豊一（愛知）
※
法　厚味莊之助（愛知）
今井潔（大分）
經　加藤泰金（愛知）
商　早川眞一（愛知）
文　松田一雄（愛知）
法　水谷首（愛知）
※

法　川松鑑三（愛知）
東北法文　栗山重男（三重）
法　藤井照雄（岐阜）
法　正村太郎（岐阜）
經　水越忠雄（廣島）
※
經　櫻井正巳（愛知）
經　久江壬子（京都）
法　松本得三（愛知）
※
經　鈴木要（岐阜）
經　松山壽（愛知）
※
法　伊東富士丸（愛知）
經　東野會三（福井）

文　深見秀雄（愛知）
東法　村瀨俊一（愛知）
※
法　大塚貼之（愛知）
法　秦松敏雄（愛知）
三宅明（愛知）
村上正幸（福岡）
※
文　尾關博（愛知）
太田讓（愛知）
文　國島雅郎（岐阜）
藏重四郎（山口）
法　佐野秀文（愛知）
經　下山俊夫（靜岡）
中島富夫（岐阜）

※
法　鈴木眞三（東京）
法　武谷吉泰（福岡）
丹羽三郎（愛知）
山本元治（長崎）
※
東法　阿竹精造（三重）
京法　天野咏正（福岡）
文　荒尾勇（岐阜）
安藤名美雄（岐阜）
※
法　小島新一（愛知）
經　山下英一（大阪）

文科乙類（三十五人）

京經　水野正典（愛知）
※
法　土屋研一（兵庫）
※
法　矢野正平（香川）
※
經　伊藤吉男（三重）
法　櫛口於莵彦（新潟）
法　岡田了平（愛知）

法 林昭（愛知）
商 堀田守三（愛知）
法 水野國彥（愛知）
※
法 内山親雄（三重）
經 佐藤良三（愛知）
法 柴田十三夫（愛知）
法 柘植歐外（愛知）
※
法 伊庭庸司（大阪）
法 馬岡清會（三重）
法 黑崎正二（栃木）
法 堀内茂彥（愛知）

理科甲類（百十六人）

理 中村秀雄（熊本）
※
工 江口活太郎（愛知）
工 宮原繁門（長野）
※
法 高木武（愛知）
東法 戸田注連雄（愛知）
※
文 井村紹快（愛知）
石川淵（愛知）
經 北川鉦一（愛知）
※
文 河合秀夫（愛知）
法 黑石耕三（愛知）
※
東法 小出義彥（三重）
經 野口一三（兵庫）
工 佐野武雄（三重）
工 高木敏雄（東京）
※
工 尾崎一彥（愛知）
工 大隈孝一（愛知）
※
商 平野利雄（三重）
文 牧野正彥（三重）
※
京文 大野宏（愛知）
文 笠原秀雄（滋賀）
文 柴田孝夫（愛知）
法 辻田敏夫（福井）
※
經 富本爲雄（兵庫）
文 丸山靜（愛知）
※
經 竹谷宏（山梨）
醫 永井良治（愛知）
理 八木健三（長野）
※
醫 伊藤三郎（愛知）
農 石川鹿生（三重）

工 尾之內由紀夫（愛知）
醫 瀧谷千代松（愛知）
理 澤木澄男（愛知）
理 日比野倩（岐阜）
※
理 柴田正（愛知）
醫 關谷裕（岐阜）
※
農 川口武雄（愛知）
工 山本信之助（愛知）
※
理 木村鐘治（愛知）
工 成瀨會（愛知）
※
工 岩田利之（岐阜）
工 京極英二（福岡）
理 鈴木明（愛知）
※
阪理 川合敏郎（岐阜）
佐藤亮（東京）
農 櫻木嘉久（愛知）
工 田中貫（愛知）
工 石大二（兵庫）
工 谷豊（愛知）
醫 水谷（元加藤）一彥（愛知）
工 水野
※
工 神田善次郎（愛知）
醫 菅屋敏男（愛知）
工 鈴木穣（和歌山）
工 白井三次（愛知）
理 若木精一（山形）
※
京理 古藤田俊吉（岐阜）
理 千藤忠昌（岐阜）
名醫 長谷川浩藏（愛知）
※
農 安達一明（山形）
工 天野光一（愛知）
理 兒玉忠重（愛知）
竹村太一（高知）
醫 柳瀨修（岐阜）
工 野田和鄭（愛知）
工 福住一雄（愛知）
醫 森基樹（愛知）
農 渡邊太久衛（三重）
※
醫 小川敬介（愛知）
理 岡崎文次（愛知）
醫 志賀久雄（新潟）
醫 野村良平（愛知）
※
醫 生田孝次（愛知）
工 久保幸雄（東京）
工 河野正二（東京）
農 近藤重雄（愛知）
工 丹羽四郎（愛知）
醫 西下明（和歌山）
工 吉川治男（三重）
※
農 飯島秀雄（愛知）

農 大亦正次郎（大阪）
農 金津瓦一（三重）
醫 林武（愛知）
工 濱口幸成（三重）
醫 安間一彌（靜岡）
名醫 山本元治（愛知）
東文 渡邊嘉傳治（愛知）

※

工 大洞甲子郎（岐阜）
醫 神谷四郎（愛知）
醫 蘇野貫（和歌山）
工 增尾富士雄（兵庫）

※

工 尾田利一（奈良）
薬 水野達夫（愛知）
工 山崎正一（愛知）

※

農 板津貼三（愛知）
醫 魂願秋秀（愛知）
工 近藤進（愛知）

醫 長野貞雄（神奈川）
農 坂野勝夫（愛知）

※

醫 伊藤禎一（三重）
布留川眞光（愛知）
松木壽一（元中田）（東京）

※

醫 市川芳一（愛知）
理 北川清（岐阜）
鈴村明良（愛知）
田中修（埼玉）
山本勇次（愛知）

※

青柳朝太郎（秋田）
前田薫（高知）
松本登（廣島）
理 山內俊吉（岐阜）
山本八郎（愛知）

工 小阪雄吉（岐阜）

理 竹本將（廣島）
工 武田一郎（愛媛）
京理 津田光重（愛知）
工 知崎喬（愛知）
京農 本間義雄（新潟）

※

農 淺井大三（愛知）
醫 大橋重兵衛（愛知）
東工 川島龍彥（東京）
理 木村耕三（東京）
東工 篠田弘夫（長野）
理 瀨木紀男（愛知）
農 富金原孝（島根）

※

工 佐々雄一（愛知）
理 丹生勇（和歌山）
工 西原正雄（長崎）
醫 羽田野貫（愛知）
神戸商 馬場宏（愛知）
農 山田伴次郎（岡山）

※

工 馬島清丸（東京）

※

農 吳鯤（滿洲）
法 徐志新（滿洲）

金長城（滿洲）

農 白寶棟（滿洲）

理科乙類（三十五人）

醫 新藤英夫（愛知）

※

九岡清（福井）
醫 伊藤清（三重）

※

理 都筑博（愛知）
文 村上忠重（愛知）

※

醫 和田正（岐阜）
工 波邊正夫（三重）

※

理 杉村獻（愛知）
醫 森田清司（愛知）

※

廣瀨真三（元中田）（岐阜）

※

醫 松岡幸三（愛知）
吉川治郎（愛知）

※

醫 市岡一二（岐阜）
柴田清人（愛知）

※

醫 稻垣博（三重）
小出博美（愛知）

※

醫 市川孟（愛知）
熊田武（岐阜）
森牛伊（岐阜）
山中武男（愛知）

※

工 脇本正雄（岐阜）

※

東醫 小平稔（長野）
醫 鈴木強（岐阜）
醫 油田瓢一（元武藤）（三重）

※

京理 澤島淳藏（京都）

※

醫 家田敏男（愛知）

※

醫 中島俊彥（神奈川）

※

長崎醫 伊藤正一三（岐阜）
醫 太田早苗（愛知）

※

名醫　佐久間象次郎（愛知）　※
醫　杉本正佳（静岡）　千葉醫　太田利雄（愛知）　醫　李偉（支那）　※
醫　水沼壽郎（栃木）　熊本醫　上村得二（廣島）

第二十六回　昭和十一年三月卒業（二百二十八人）（成績順分界點※ノ間ハ同成績五十音順）

文科甲類（七十二人）

法　川瀬秀夫（高知）　※
經　今井正雄（大阪）
東法　岩間龍夫（愛知）　※
法　杉本良吉（愛知）
東法　山口廣司（岐阜）　※
經　鹿父江久夫（愛知）
法　林實（愛知）
東法　山内繁男（長崎）　※
文　首藤哲郎（愛知）

法　若林寛（東京）　※
法　岩井藤一郎（岐阜）　※
經　今西清治（奈良）
商　小川清一（石川）　※
法　杉浦紀典（愛知）
法　田島英夫（愛知）　※
法　江崎鉞造（愛知）
經　山口暢（愛知）　※

文　浅井修基男（愛知）
文　熊田民雄（岐阜）
法　戸田直人（愛知）
法　中田稔勝（三重）
東經　平田稔（東京）　※
東法　井上鼎（愛知）
法　飯田忠雄（愛知）　※
經　伊藤四郎（愛知）
文　加藤榮一（愛知）
法　松浦正次郎（愛知）　※

法　岡村規矩雄（千葉）
東北法文　藤井佐一（岐阜）　※
東法　青木巳三（愛知）
東法　曾我夏秀（愛知）
經　村瀬英克（愛知）
法　吉村由紀雄（山口）　※
東法　上野遙（大分）
農　新免實（三重）
京法　大道寺博（岐阜）
法　中尾秋男（三重）
經　四柳愼（東京）　※
經　小松敏郎（愛知）
法　須藤功（三重）　※
文　宮榮二（新潟）
法　山田正三（福井）　※

東文　青木芳雄（愛知）
法　伊藤敏久（愛知）
經　加藤喜久男（愛知）
文　杉山清（岐阜）
法　西部濱治郎（岐阜）
法　御友重臣（愛知）　※
東經　尾崎祐二（愛知）
經　藤井重長（三重）　※
法　赤松龍也（茨城）
經　大矢圭一（愛知）
東北法文　清水正（三重）
法　鈴森秀明（愛知）
法　中山治美（和歌山）
經　東野幸三（愛知）　※
經　上田秀夫（愛知）
經　鈴木眞二（愛知）　※

經　岩味俊男（愛知）
經　榊原正三（愛知）
文　田中利武（神奈川）　※
經　富岡輝男（奈良）
法　村瀬珍夫（愛知）　※
法　青木賢三（愛知）
經　飯村嘉治（茨城）
法　木造俊巳（東京）
經　酒井史郎（愛知）
法　安用保（愛知）　※
經　鶴澤仁三（佐賀）
東經　吉村進（愛知）　※
法　深井哲壽（新潟）　※
京法　柳嶽生（支那）

文科乙類（三十三人）

法 江上龍彦（三重）
法 後藤典男（愛知）
※
法 山岡美知生（三重）
※
法 石奥吉臣（鹿島）
經 岸本實（兵庫）
法 増田養太郎（三重）
※
法 高田秀穣（愛知）
※
法 大野圭吉（三重）
※
經 岡崎淳一（三重）
※
法 伊藤大四郎（愛知）
文 三島普鑑（岐阜）

法 稲井辰夫（愛知）
※
經 新羅正雄（三重）
※
文 穣積重正（東京）
※
法 伊藤儁（岐阜）
法 宮川滋夫（愛知）
經 野村正守（愛知）
※
商 田中順介（島根）
※
法 平岩外四（愛知）
※
東法 佐藤榮一（愛知）
法 西松義夫（静岡）
商 吉野榮（兵庫）
※

法 前田道男（兵庫）
經 武笠寛（埼玉）
※
法 近藤清長（愛知）
※
經 石河昂弍（愛知）
東法 加藤敏夫（愛知）
東法 小出誠（愛知）
經 田中次男（島根）
※
文 羽生敦（宮城）
※
東法 瀧川榮一（愛知）
※
法 原光雄（山梨）
※
文 神田順治（東京）

理科甲類（九十三人）

工 伊藤健二（愛知）
※
理 入谷宰平（愛知）
理 黒谷壽雄（愛知）
※
醫 藤井真知（山口）
※
工 川村文雄（三重）
工 山川尚典（愛知）
※
工 石河正利（愛知）
工 長南陽太郎（宮城）
※
東工 浅野紀男（愛知）
東工 加藤又彦（愛知）
東農 中島俊男（三重）
※
理 大八木義彦（愛知）
工 鈴木精二（愛知）

東醫 永田儀二（愛知）
※
工 安藤修二（愛知）
醫 藤原博雄（愛知）
※
工 浅野庄一（愛知）
工 加藤猛夫（愛知）
工 村上永一（東京）
※
東工 岡本孝平（愛知）
工 桑山太郎（山形）
東醫（業） 高取吉太郎（愛知）
工 丹羽忠愛（愛知）
※
醫 篠田功（愛知）
工 三根隆雄（福岡）
※
工 大西逸朗（香川）
文 近藤修吾（岐阜）

※
工 杉浦章司（愛知）
理 矢橋德太郎（岐阜）
醫 吉村義之（岐阜）
※
東醫 稲熊鎌一（愛知）
工 下野忠夫（岐阜）
※
京工 市岡謙介（岐阜）
醫 川島瓦夫（和歌山）
※
農 天野景信（愛知）
東醫 勝沼晴雄（静岡）
工 柳田清一（愛知）
京醫 笹瀬博次（愛知）
農 恒川眞清（愛知）
醫 中村中六（愛知）
東北工 永田重雄（静岡）
※